平成31年度一般会計予算特別委員会会議録

平成31年3月14日(木)

(開 会) 10:00

(閉 会) 15:05

○委員長

ただいまから、平成31年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

「議案第5号 平成31年度飯塚市一般会計予算」を議題といたします。

本日の審査に入ります前に、執行部から、きのうの答弁における訂正について、発言したい旨の申し出があっておりますので、これを許します。

○子育て支援課長

昨日、川上委員の定員100名の私立保育園を1園整備し、いつから子どもたちは受け入れることができるのか、及び保育所の待機児童が本市でゼロになるのはいつなのかという質疑に対しまして、いずれも2022年4月と答弁いたしましたが、正しくは2021年4月の誤りでございます。訂正しておわび申し上げます。申しわけございませんでした。

○委員長

本件については、ご了承願います。

昨日に引き続き、「第6款 農林水産業費」から「第9款 消防費」について、157ページから206ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています192ページ、街路事業費、県道鯰田中線整備事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

市負担金の推移について、お尋ねします。

○十木建設課長

県道鯰田中線整備事業でございますけれども、こちらのほうは平成13年度から着手しておりまして、平成29年度までの決算でございますが、これまでに事業費として 117億8300万円、市の負担金額は23億7500万円となっております。事業費に対する市の負担率は20.2%となっております。

○川上委員

記念式典の費用が計上されておりますけども、どういったことをやるのか、内訳をお尋ねします。

○土木建設課長

記念式典の費用の内容でございます。詳細につきましては、これからになりますけども、遠賀川にかかります大橋の上にて実施を想定いたしまして、エアアーチ、テント及び座席、くす玉や紅白幕、音響機器などの設営・撤去、案内看板やパンフレット作成記念品及びセレモニー等に関する費用を考えております。

○委員長

次に、193ページ、公園費、公園施設管理事業費について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

先日の代表質問で、この質問は若干、質問をさせていただいたんですけれども、そのと きのご答弁では、都市公園を初めとする公園では年2回草刈りを実施し、開発遊園などに 関しては、地元の方々に管理をお願いする場合があるということでありましたけれども、 当初は、この開発遊園に関しましては、若い方が多くいらっしゃって、草刈り等とか維持管理ができたと思うんですけども、年々やっぱ高齢化が進んで、それが厳しい状況になっているのが現実だと思います。そういった場合、市はどのように対応されるのかお答えください。

○都市計画課長

開発行為により設置しました開発遊園は、市に帰属されますよう都市計画法上なっております。その上で、土地は市の所有になりますので、管理につきましては、市で対応する必要性があると思われますが、管理方法等につきましては、地元と協議をさせていただきたいと思っております。

○守光委員

先ほど言いましたけれども高齢化に伴い、管理が厳しい状況になっております。またしっかりと協議していただいて、地元の意見も聞いていただいて、当初は子どもさんたちが遊ぶ公園としてあったものが、高齢化が進めば使い方が若干変わってくる場合もありますので、そのときのニーズに合わせて、市でできる部分はしっかりと今後も対応していただくよう要望して終わります。

○委員長

次に、公園費、勝盛公園敷購入費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

目的と経過、事業内容について、お伺いします。

○都市計画課長

本公園は飯塚市を代表する公園の1つであり、昭和37年10月12日に都市計画決定をした都市公園で、小さな子どもさんや家族連れも楽しめ、近隣の幼稚園、小学校などが遠足に利用するなどの多くの利用者でにぎわっております。また、年間を通しまして、花が咲き、高齢者の方々も心安らげる憩いの公園でございます。勝盛公園は、市道勝盛公園通り線を挟みまして、バイパス側エリアと勝盛山側エリアに分かれた公園で、両方合わせて一体的に整備をしております。特に、春先の桜の時期など多くの来園者でにぎわっております

しかし、福祉施設などから駐車場の問い合わせが多く寄せられている中、駐車場はバイパス側エリアしかなく、しかも駐車場入り口付近が形状的に入りづらかったり、また近隣が渋滞するなどの理由や勝盛山側の散策を行いたいが、駐車場がないなどの理由により、来園を断念されるケースを聞くことがございます。そのため、平成24年3月に整備計画の必要性があることから、地元地権者に協力の打診を図っていたところ、平成28年3月に前向きな回答を得ることができたため、協議を進めてきたところでございます。勝盛山側も散策でき、勝盛公園の一層の魅力を高め、誰もが安全で安心して利用できる公園整備を図るために、よりつきのよい勝盛山側のほうにバリアフリーを含んだ一体的な駐車場整備を計画するものでございます。スケジュールといたしましては、2019年に用地買収を実施し、2020年度以降に地元及び関係各課と協議を行いながら、設計委託、整備等を行っていきたいと考えております。

○委員長

次に、195ページ、公園費、公園施設長寿命化事業費について、永末委員の質疑を許 します。

○永末委員

公園費、公園施設長寿命化事業費4080万円につきまして、質問させていただきます。 まず、この長寿命化の内容についてお伺いします。

○都市計画課長

国土交通省所管、社会資本整備総合交付金事業の中の都市公園安全安心対策事業の1つで、都市公園の適切な管理による公園利用者の安全安心の確保や、公園施設に係るトータルコストの削減等を都市公園における安全安心対策を実施し、子どもや高齢者を初め、誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を行うことを目的とし、平成25年度に作成いたしました長寿命化計画において、年次計画にて実施している事業で、遊具など老朽化に伴い、危険度の高い順に整備を行っております。予算特別委員会の提出資料の21ページをお願いいたします。平成31年度は大将陣公園を含め8カ所の公園整備を行うものです。事業内容といたしましては、公園遊具、あずまや、照明施設などの設置や撤去を行います。期間につきましては地元と協議を行い、実施していくものでございます。

○永末委員

事業の財源等をお示しいただけますか。

○都市計画課長

社会資本整備総合交付金でございます。

○永末委員

全て交付金のほうで賄うということですかね。

○都市計画課長

補助金は補助率が2分の1となっておりますので、半額でございます。

○永末委員

資料のほうを今おっしゃっていただきましたけど、21ページのほうにこの事業の大体の資料が出てるんですけど、今言われましたとおり、誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備というふうなことを言われましたが、まさにここに資料にあがっています、本来この8カ所全てを把握してなくてはいけないんでしょうけど、ちょっと私の生活圏の関係もありまして、2番目の仁保公園のほうをちょっと利用することが多いんですけど、こちらのほうについている、今回の予算のほうで複合遊具とかブランコとか、鉄棒とかを新しくしていただくというふうな予算かと思うんですけど、これは非常に現状、危ない状況にありますので、大変ありがたいなと思っております。ぜひ危険度の高い順にということでおっしゃられましたけれど、実際に子どもさん、こちらの公園とか、その保育園のすぐ裏にある公園なんですよね。子どもさんが結構使ったりしますんで、そういったことで、事故が起こってからでは遅いので、ぜひこういった事業を早急に進めていただきますよう要望しまして、終わらせていただきます。

○委員長

次に、196ページ、下水道費、浸水対策事業費について、川上委員の質疑を許します。 〇川上委員

熊添川流域調整池新設工事の事業の概要をお尋ねします。

○土木建設課長

熊添川流域調整池新設事業の概要でございます。こちらのほうにつきましては、熊添川上流川1.6キロメートルが準用河川でございます。その管理区間におきまして、河川の断面不足から国道201号バイパスに隣接します、忠隈地区、そして穂波総合運動場の北側において、浸水被害が発生しております。この浸水被害の解消の目的といたしまして、上流域、穂波総合運動場北側に調整池容量2万2千立米の調整地を設け、被害の軽減を図るものでございます。

○川上委員

浦田第1雨水幹線整備事業の内容及び負担金額の根拠をお尋ねします。

○土木建設課長

浦田第1雨水幹線整備事業につきましては、国道200号バイパス付近にございます、

浦田橋、その付近におきまして、水路断面の不足から浸水しているところがございます。こちらのほうの断面不足を解消するために、水路を改築いたします。内容といたしましては、水路の延長といたしまして、全体で226メートルを整備する予定でございます。そして負担金の根拠でございます。こちらのほうに、今回1628万円が計上されております。これにつきましては、本事業は公共下水道事業を適用して実施することから、平成31年度より企業局にて一括して予算の計上をしております。今回のこの負担金につきましては、幹線ルートの変更に伴い、必要となる用地取得にかかる費用でございまして、補助対象外となるため、企業局に対して負担金として充当するものでございます。

○委員長

次に、200ページ、住宅建設費、公営住宅改善事業費について、川上委員の質疑を許 します。

○川上委員

小正高畑団地について、お尋ねします。

○住宅政策課長

小正高畑住宅は、昭和46年から53年に建設された簡易耐火平屋建て住宅で、管理戸数は156戸、入居は平成31年2月末現在で100戸となっております。

○川上委員

この団地の住宅の建てかえ方針はどうなっていますか。

○住宅政策課長

小正高畑住宅の改善及び建てかえ計画につきましては、現在未定ではございますが、今後、躯体の傷み具合等を確認、考慮しながら、必要に応じて改善を検討したいと考えております。また建てかえにつきましても、全体の建てかえ事業の進捗状況を見ながら、検討してまいりたいと考えております。

○川上委員

現状で見ると一部、もう解体したところもあるようですけど、現状で安心安全の維持という点ではどういうことが考えられますか。

○住宅政策課長

小正住宅の解体につきましては、老朽し、公募もできないような部屋の状況になっておりました。 1 棟が丸々退去されましたので、防犯上、防災上の関係から自治会長とご相談の上、解体をさせていただいております。

○川上委員

入居を公募するのではなくて、解体するという流れというのは、建てかえへの流れがあるというふうにも思うんですね。それで、地元のほうで要望が出れば、きちんと受けとめていただきたいというふうに要望して終わります。

○委員長

次に、同じく200ページ、住宅建設費、相田公営住宅建替事業費について、守光委員の質疑を許します。

○守光委員

200ページの相田公営住宅の建てかえ事業について、お聞きしたいと思います。この 市営住宅に関しましては、以前からずっと自分も議員にならせていただいて8年前ぐらい から、もうすぐ建つと、現地では憶測がずっと続いてありまして、その都度答えに危惧し ていたんですけども、ようやく大きく動き始めております。相田公営住宅の現状について、 まずはお答えください。

○住宅政策課長

相田住宅は昭和42年から45年にかけて建設されました簡易耐火構造の平屋建て及び

簡易耐火構造2階建ての住宅で、本年2月末現在の管理戸数は250戸、入居戸数は143戸となっております。簡易耐火構造平屋建て住宅の耐用年限は30年、簡易耐火構造2階建て住宅の耐用年限は45年となっております。耐用年限を超過しており、躯体の劣化が多数見られることから、本市長寿命化計画策定時に実施いたしました事業選定の判定におきまして、団地単位での建てかえを行う必要があるという結果が出ておりますので、建てかえによる住環境の改善が必要であると判断いたしております。

○守光委員

今回、相田の公営住宅の建てかえに係る設計委託料が上がっております。3674万5千円ですね。建てかえが大きく進むということは喜ばしいことでありますけれども、今後のスケジュールについて、まず1棟目が建設される時期と全体の完成する時期はいつごろになるのか、その予定をお答えください。

○住宅政策課長

当該住宅につきましては、現地建てかえとしており、敷地面積及び建設戸数を考慮した基本設計を予定しております。基本設計完了後、実施設計、公園の移設を経まして、造成工事、住宅建設となります。現計画では、2022年度に1棟目が建設される計画となります。1棟の建設に約3年から4年を要する見込みでございまして、仮にですが、150戸を建設をすると仮定いたしますと、調整池等の建設も含め、完了まで20年以上を要すると見込んでおります。長期にわたる計画となり、1棟目の入居完了から最後の入居完了まで15年が経過することが見込まれますので、入居者の皆様及び地域住民の方々のご理解とご協力を得ながら事業を進めてまいりたいと考えております。

○守光委員

住宅の建設について、何棟あり、エレベーターなどがあるのか、できる限りで構いませんので、どのような設計を予定しておられるのか、具体的な説明をお答えください。

○住宅政策課長

先ほどご説明いたしましたとおり、相田公営住宅の管理戸数は250戸ではございますが、入居戸数は143戸となっております。仮に150戸建設すると仮定してご説明させていただきます。現地に150戸の公営住宅を建設するためには、1棟25戸の住宅6戸を建設する必要がございますが、地形等を考慮し、3階から7階建ての中層または高層住宅を建てることになると考えております。また、中層または高層住宅となることから、エレベーターを設置する予定といたしております。

○守光委員

エレベーターも設置していただけるということで、ただ、最後の棟が建つまで約20年近く要するということで、ここに住んでいらっしゃる方たちは、結構高齢化が進んでおります。それを手抜きをして工事を早めるということは、それはだめですけども、ここで1棟が25戸の予定だと言われておりますけども、ほかの県営とかいろいろなりますと、もうちょっとですね戸数が1棟に対してふえている場合も、多く設置する場合もありますし、5回から6回とか、さまざまに考えていただいて、対応は難しいと思いますけども、1日も早く、全ての棟が完成することを要望して、質問を終わります。

○委員長

次に同じく200ページ、住宅建設費、相田公営住宅建替事業費について、川上委員の 質疑を許します。

○川上委員

スケジュール、流れはわかりました。そこで、現在の住宅入居者の意見はどのように集 約し、設計に反映させるのかお尋ねします。

○住宅政策課長

今後の予定といたしまして、入居者、地域住民の方々に説明会を開催する予定ではございます。それとあわせまして、アンケートを実施させていただきたいと思っております。アンケート調査によりまして、入居者の意向を確認した上で、基本設計、実施設計と進めてまいりたいと考えております。

○川上委員

説明会と行政の側はよく言うんだけど、意見聴取会というか、意見を聞く会と、説明し意見を聞く、そういうものとして位置づける必要があるんではないかというふうに思います。設計者と直接入居者が意見交換できるような市と業者の関係だけではなくて、直接、入居者と意見交換ができる場面とかいうのも望ましいんではないかと。それでは、周辺住民の意見については、どういうふうに反映させることになるのか、お尋ねします。

○住宅政策課長

先ほどの答弁と重なるところがあると思いますけれども、地域住民の方々に向けても、 意見交換会と言われましたけれども、そういったものを実施させていただきたいと思いま す。住宅を建てるに当たり、先ほど守光委員からもありましたけれども、高層を建てた場 合に、いろんな弊害、電波障害であるとか日照権の問題とか、いろいろ生じるということ も考慮しながらご意見を伺いながら、事業は進めてまいりたいというふうに考えておりま す。

○川上委員

花瀬の県営住宅が中層で建っているんですよ。近隣には平屋の住宅が建ち並んでいます。 当初計画は高層というか5階以上の予定があったんだけれども、地域の方と周辺住民の方 との意見交換の中で福岡県が中層でいくということを決めて、しかも植栽をするというこ とも、行けばすぐわかります。そこのところは、よく入居されている方とともに、周辺の 方々の意見をよく聞いて、設計に反映させるということが必要だと思いますので、そのよ うに要望して、この質問を終わります。

○委員長

次に、205ページ、災害対策費、防災事業費について、光根委員の質疑を許します。

○光根委員

今回、自主防災組織育成事業の内容等についてお伺いいたします。さきの代表質問の中でも同僚議員の質問に対して、答弁がございましたが、再度状況をお聞きしたいと思います。本市においての自主防災組織の団体数、また内訳を教えてください。

○防災安全課長

自主防災組織の設立数につきましては、平成31年1月末現在、市へ設立届を提出していただいている団体は21団体ございます。その内訳としましては、自治会単位で組織されたものが9団体ございます。さらに、まちづくり協議会や校区単位などで12団体が組織されております。

○光根委員

自治会単位で9団体、まちづくり協議会や校区単位などで12団体とのことですが、自主防災組織の活動カバー率では約71%と伺っております。このことから自主防災組織がすべての地域をカバーしていないということになります。地域の実情により設立が厳しい自治会もあると思われますが、公助の限界がある以上、自助、共助を求めるためには、活動カバー率を100%にする必要があると思いますが、その点はどうお考えですか。

○防災安全課長

質問委員が言われるように、災害時において公助には限界があります。したがいまして、 自主防災組織として、防災活動を行う地域がふえ、災害時に自分の身は自分で守ることを 基本とした自助、地域での避難や応急活動を行う共助が実践できるよう、現在までに設立 がなされていないまちづくり協議会や自治会に対して、自主防災組織の設立を促していく 考えであります。

○光根委員

地域の現状というのは、やっぱり地域の住民の方が一番よく知っておられると思います。 自分たちの地域は自分たちで守るとの思いで高齢化で組織化が難しい地域もあると思われ ますが、周辺の2つ3つの自治会が統合した形でもいいと思われますので、ぜひとも早急 に対応していただきたいと思います。それでは自主防災組織で中心的存在である地域防災 リーダーを研修にて育成されていると思いますが、本市ではいつごろから取り組まれて、 現在の地域防災リーダーの認定などの状況をお願いいたします。

○防災安全課長

地域における自主防災活動での中核となる人材を養成することを目的として、平成28年度から飯塚市地域防災リーダー研修を実施しております。平成28年度は受講定員を50人として募集いたしました。また、平成30年度からは、市内全自治会長対象のアンケート結果を考慮し、より受講者数が参加できるように配慮するため、現状の平日コース50人定数に加え、新たに土日コースとして50人定員で募集を行っております。受講者の内訳ですが、平成28年度58人、平成29年度53人、平成30年度平日コース33人、土日コース46人で、3年間の総受講者数は190人となります。そのうち、全科目を終了した認定者数は平成28年度56人、平成29年度45人、平成30年度平日コース25人、土日コース43人で合計169人となっております。なお、受講科目の一部が未受講のため、認定されなかった受講者の方も、翌年度以降に未受講である科目を全て受講された時点で、地域防災リーダーとして認定をしております。

○光根委員

では、防災リーダーに認定された方で、現在設立された自主防災組織において活動されている方はどれぐらいおられますか。

○防災安全課長

現在設立されているまちづくり協議会、校区、それから自治会のそれぞれの単位で自主 防災組織の活動エリアで申しますと、169人の認定者のうち、123人で約72.8% の地域防災リーダーの方が自主防災組織で活動されております。

○光根委員

自主防災組織で活動されている防災リーダーの方は、認定者の中で約72.8%とのことですが、自主防災組織を設立していない地域におられる防災リーダーの方の活動状況はどうなっているのでしょうか。また、今後どのような取り組みを考えておられるのか教えてください。

○防災安全課長

自主防災組織が設立されていない地域の防災リーダーの活動状況につきましては、全ての活動について把握できておりませんが、自主防災組織の設立に向けた協議が行われている地域では、中心となり活動されております。また、協議が行われていない地域の防災リーダーについても、中心となって活動していただくように、支援を行っております。また、今後の取り組みといたしましては、防災リーダーの方と連携し、防災研修の実施や組織編制などの設立に関する相談に応じるなど、市といたしまして、可能な限りの支援を行っていく考えであります。

○委員長

次に入ります前に、川上委員にお知らせをいたします。質疑時間が5分を切っておりますので、よろしくお願いいたします。

では次に、206ページ、災害対策費、防災事業費について、川上委員の質疑を許しま

す。

○川上委員

防災行政無線については、大雨のときに放送の音声がよく聞こえないという声がもう圧 倒的です。これについて、打開について、どう考えているのかお尋ねします。

○防災安全課長

避難情報発令の放送であれば、新たに始められたフェイスブックなどのSNSでの発信、防災メールまもるくん及びエリアメールの発信など複数の方法にて情報提供を行っているところであります。また、福岡県がことしの4月から稼働を予定しておりますLアラートと言う災害情報共有システムにより、緊急事態発生時の情報をマスコミに対し迅速に提供することが可能となります。さらに、九州朝日放送株式会社と締結いたしました防災パートナーシップに関する協定に基づき、災害及び防災に関する情報の放送について、要請することができるようになっております。これらにより、テレビやラジオなどで情報伝達が迅速なることが考えられます。このように情報提供については、防災行政無線以外にも複数の方法を取り入れ、災害時における情報発信を行ってまいります。

○川上委員

今のだと高齢者、障がいのある方、子ども、災害弱者は救われないということになると思います。水門開放とかいうような話もありますけども、とんでもないことだと思うんですね。それで河川監視カメラについては、データの保存期限がどうなっているかお尋ねします。

○防災安全課長

保存状況についてですが、現在、3カ月前までの情報が確認できる状態になっております。これにつきましては、平常時のカメラのデータにつきましては、3カ月前までで現状どおりで十分に対応できるかと考えておりますが、しかし昨年のような7月豪雨、いわゆる災害による被害が発生した場合のデータの管理につきましては、別途保存を行い、検証用や災害記録用として残していかなければならないというふうには考えております。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

197ページ、住宅管理費に関連してお尋ねします。部落解放同盟に入居管理を任せている市営住宅については、そのように行う法的根拠はなく、市が漫然と続けているもので、財産の目的に従った活用を放棄することによって、住宅に困窮し、市営住宅の入居を求める市民を不当に苦しめ、また、市が収入すべき住宅使用手数料について市に損害を与えており、既に住民監査請求の対象にもなっていると考えます。速やかな一般公募をどう行うつもりかお尋ねします。

○住宅政策課長

ご指摘を踏まえまして、当該住宅の一般公募につきましては、関係団体と協議を行いたいと考えております。

○川上委員

監査事務局にお尋ねします。市が行わなくてはならない仕事を違法に放棄して何の法的 根拠もないのに、部落解放同盟に入居管理権を譲渡して、本来収納すべき住宅使用手数料 を逃す損害を市に与えているということを言っているわけです。市がしなかった行為、市 がした行為によって市が損害を受けた場合には、住民監査請求の対象となるか、監査委員 は受理するか、お尋ねします。

○監査事務局長

住民監査請求ができるものとしましては、飯塚市長や飯塚市職員等に違法または不当な

財務会計上の行為、または怠る事実があり、市に損害を与えた場合となっております。また請求につきましては、飯塚市民の方が、市長等の、また執行機関や職員による公金の支出、財産の管理、契約の締結などの財務会計上の行為が違法または不当であることを認めるときに、このことを証明する書面を添えた請求書を監査委員に提出することとなります。これらの請求に当たっての必要な要件が整っていれば、請求書を受理することとなります。〇川上委員

今の法令違反の疑い、それから住民監査請求の対象になる状況、この事態を打開するために、市長に提案したいんです。第1は公営住宅法と本市の住宅条例からの逸脱を打開するためには、これらの住宅を対象にした一般公募を期限を定めて開始する。第2は、条例と規則に規定のある優先入居については、市長が必要だと認める特別の事情に該当する場合は、どの団体及び個人の推薦があろうとなかろうと当事者の申請により入居を認める基準を明確にすること。この2つの点を同時に行うことにより、法令違反状態の打開、住宅に困窮する市民の願いに応えることができると考えるんです。市長の答弁を求めます。

○住宅政策課長

1つ目のご提案につきましては、先ほどと同じ答弁になりますが、関係団体と協議を行いたいと考えております。2つ目の提案につきましては、あくまでも例外規定ですので、明確な基準を設けることは難しいとは考えますが、基本的な基準を定めた他自治体の取り扱い等を調査し、臨機応変に対応できるようにしたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑はないようですから、「第6款 農林水産業費」から「第9款 消防費」までについて、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:39

再 開 10:41

委員会を再開いたします。

次に、「第10款 教育費」から「第12款 予備費」までの質疑を許します。 初めに、質疑通告されております、209ページ、事務局費、学力向上推進事業費につ

いて、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

事業の内容をお尋ねします。

○学校教育課長

児童生徒の学力向上のためにMIM、それから基礎基本の習得を目的とする徹底反復学習、そのようなものの学校全体の組織的な推進を図るために指導員、そして教員の指導力を向上を図ることを目的に行っています。また、東京大学等と連携し、思考力等の育成を目的とする協調学習について、実践的な研究を行うための教員の育成も行っているところでございます。

○委員長

次に、214ページ、人権教育費、人権啓発事業委託料について、川上委員の質疑を許 します。

○川上委員

この事業の内容を伺います。

○人権・同和政策課長

この事業内容といたしましては、本市における人権問題に係る事業の業務内容を、市内

12地区交流センター、各地区の自治会、市内にある企業及び官公庁等において行う研修事業、人権にかかわる相談に応じ、適切な助言を行う相談事業、市の啓発冊子発行に伴う情報収集及び企画会議へ参加する広報事業、市が設置した啓発展示コーナーにおける展示物作成に伴う情報収集及び企画会議へ参加する展示事業、市全体を対象とした啓発講演会に伴う企画立案などを行う、その他啓発事業などを委託しております。

○川上委員

委託は入札をするのかしないのか。また、随契であれば委託先はどこか、お尋ねします。 〇人権・同和政策課長

この業務につきましては、特定非営利活動法人人権ネットいいづかに委託をしております。この業務につきましては、人権問題を熟知し、かつ啓発事業のノウハウを持っている業者などを考えておりまして、委託先でありますNPO法人人権ネットいいづかは、特定非営利活動促進法第10条の規定により、県知事より人権啓発事業などを認証された法人でございまして、人権問題を熟知し、かつ啓発業務のノウハウを持っている市内業者はほかにないことから、地方自治法第167条の2第1項、第2項に基づき、随意契約をしております。

○川上委員

新年度どこに随契するのかと聞いたんですよ。

○人権・同和政策課長

新年度も予定では、人権ネットいいづかを予定しております。

○委員長

次に、同じく214ページ、人権教育費、人権問題市民意識調査委託料について、川上 委員の質疑を許します。

○川上委員

経過及び事業の目的についてお尋ねします。

○人権·同和政策課長

現在、第2次飯塚市人権教育啓発実施計画に基づき、あらゆる人権問題の解決に向け、 人権教育啓発に取り組んでいるところです。しかしながら、人権問題は、近年の情報化や 国際化等の進展に伴い多様化、複雑化しており、新たな課題も出てきております。こういったことから、人権問題意識調査につきましては、前回平成26年に行っており、5年経 過しておりますので、現在の人権問題の現状を明らかにするため、市民の人権に対する市 民意識調査を実施するものでございます。

○川上委員

今後のスケジュールをお願いします。

○人権・同和政策課長

今後のスケジュールにつきましては、4月に業務委託契約を結びまして、7月上旬をめどに調査票の作成を完了し、発送準備を行います。そして8月ごろを調査期間とし、11月ころまでにかけまして整理、集計、分析等を行い協議修正等を重ね、1月中旬ごろから報告書作成していき、年度内の策定を考えております。

○委員長

次に、218ページ並びに226ページ、学校管理費、小中学校間ネットワーク管理委 託料について、上野委員の質疑を許します。

○上野委員

小中学校間ネットワーク管理委託料について、お伺いをいたします。現在の運用は平成25年度に構築されて26年度から運用しておるというふうに認識をさせていただいております。債務負担として、平成31年度から翌年2020年度で小中学校間ネットワーク

更新委託料というのがございますが、これ随意契約になるんですか、入札になるんですか。 ○教育総務課長

ご質問の小中学校間ネットワーク管理委託料、債務負担としている分については、随意 契約という形になります。失礼しました。予算でございますので31年度の部分につきま しては、現在、入札で行ってはということで検討のほうをさせていただいております。

○上野委員

ちょっとびっくりしましたが、入札の予定ですよね。間違いないですね。応札できる業者は何者ありますか。

○教育総務課長

現在、平成30年度において、システム設計開発、また電算システム運用保守において、 指名登録されている業者としましては、全部で6者ございますけれども、その中で応札で きるか否かというのは、こちら教育委員会のほうで検討しております仕様書の内容などに ついて、細かく検討しながら、実際に応札できるかどうかというのはちょっと何者ぐらい になるかというのは検討ができない状況でございます。

○上野委員

できるだけ多くの業者が応札できるような形で取り組んでいただきたいと思うんですね。 この学校間ネットワークを構築した事業者、ですから31年度にかかわると今度入札を予 定している業務にかかわる落札業者が出た場合に、その落札業者に後々随意契約として付 随する業務があると思うんですが、それはどのようなものですか。

○教育総務課長

ご質問の小中学校間ネットワーク管理につきましては、ネットワークの構築に付随して出てくる業務でございまして、ネットワーク構築を行った事業者が、データセンター、これはサーバーなどがある部分になりますけれども、そういった部分の構築まで含めて行いますもので、構築した業者と今までであれば、学校間ネットワーク管理業務委託、こういうものも随意契約にて契約を行っておりました。ご質問の小中学校間ネットワーク管理業務につきましては、先ほど申しましたように、現在、市長部局のほうとも、よくよく検討しなくてはいけませんけれども、構築について合算で入札してはどうかという検討を行っております。ですので、ご質問の付随する業務としましては、構築に対して、学校間ネットワーク管理業務、それからあわせて、学校内情報機器設定委託、今までの例でいきますとこういったものが付随する随意契約として上がってきた状況でございます。

○上野委員

つまり、ネットワークを構築した業者のデータセンター内にサーバーがあるので、それを使わなくてはいけないので付随した業務になるということですよね。今教育総務課長がお答えになられたように、構築した業者に付随した業務として随意契約で、後々行っていただく業務であれば入札時点で、その業務も含めて一括して入札を行うべきだと思うんですが、担当部局のほうはどうお考えでしょうか。

○契約課長

債務負担行為でございますので、一括しての指名競争入札ということでいいと考えています。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:53

再 開 11:02

委員会を再開いたします。

219ページ、227ページ、231ページ、教育振興費・幼稚園費、特別支援教育支

援員等配置事業費について、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

教育振興費、特別支援教育支援員等配置事業についてお尋ねいたします。現在、小学校、中学校、幼稚園、それぞれ特別支援教育支援員を何校、何人、全体でどれくらいの数になっているのか、お尋ねいたします。

○学校教育課長

3月1日現在の数でございますが、小学校では19校に53名、中学校9校について、15名の特別支援教育支援員を配置しております。また、こども園では2園に2名ずつ、計4名の配置となっております。

○勝田委員

小中計68名、それから幼稚園が2園で4名、計72名ですね。これはたしか、平成19年から実施された事業だと思います。文科省はその当時、各校に1名の予算配置ということでスタートしたと思うんですが、当初は10名前後の配置から始まったんですが、そこで各小中学校、幼稚園も含めてだと思いますが、発達障がいに関する月例報告が毎月提出されていると思います。その報告内容に示されている園児や児童生徒等の数の増加、あるいは内容等に何らかの変化もしくは傾向等が見られるのかどうか、お尋ねいたします。〇学校教育課長

月例報告につきましては、2月分までの把握しかできておりませんが、これまでの報告 状況から、本年度の報告数は、昨年度とほぼ同数と見込んでおります。具体的な報告内容 を見てみますと、対象児童生徒の顕著な状況につきましては、情緒が不安定で衝動的、ま た、こだわりがあり、変化への対応が困難である。コミュニケーションが上手にとれずに、 人間関係を築くことが困難であるなどが挙げられます。このことは小中学校ともに共通し ており、昨年度も同様な傾向でございました。こども園についても大きな変化は見られま せん。

○勝田委員

今、学校教育課長の答弁は、恐らく教育的見地からの見解で述べられていると思うんですが、簡単に特性としてわかりやすく言うならば、自分勝手、わがまま、困った子などと捉えられがち傾向があって、その結果、親の育て方が悪いとか、それから、親が怠けているんじゃないかといったことで、また新たな別の問題も生じているのかと、僕は感じております。そこで、実際に発達障がいとはどういう症状を言うのか、これ改めてお尋ねいたします。

○学校教育課長

発達障がいとは、発達障害者支援法には自閉症、アスペルガー症候群、その他の広範性 発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい、その他これに類する脳機能の障がいで あって、その症状が通常、低年齢において発現するものと定義づけられております。主な 特徴としましては、知的発達のおくれはないものの、他者との人間関係の形成の困難さや 言語発達のおくれ、聞く、話す、読む、書く、計算する、または推論する能力のうち、特 定のものの習得と使用に著しく困難さを示すなどが発達障がいの症状だとされております。 〇勝田委員

発達障がいと言えば、自分も同じように思っているんですが、一般的には自閉症スペクトラム、つまりASD、それからアスペルガー症候群、その他の広範性発達障がい、それから、LDという学習障がい、そしてADHDの注意欠陥多動性障がいといったもので、大方くくられていると思うんです。そういった方、そういう障がいを持っている人の支援に当たって、特別支援教育支援員の方にも、やはりある一定の資質能力は、私は必要ではないかと思うんですが、市教委の考えはいかがでしょうか。

○学校教育課長

特別支援教育支援員が、発達障がいを初め、特別な支援を要する子どもたちに適切な支援や介助を行うに当たっては、業務内容、特別支援教育、障がいへの理解、具体的な対応の4点に関する正しい認識を身につけなければならないと考えております。具体的には、学校という組織の仕組みや学級担任等との協働の大切さ、支援に当たる子ども一人一人の興味関心を尊重し、成就感や達成感を重視する対応、主な障がいの特性に関する理解、支援や介助の具体的あり方などであると認識しております。

○勝田委員

だからこそ、支援員の方と連携して取り組まねばならない学級担任、まず一番は学級担任だと思います。それから学年、学校そういった取り組みが非常に重要だと思うわけです。そこで、発達障がいのことに関して、管理職、教職員、支援員の研修について、どのような取り組みをしているのかお尋ねいたします。

○学校教育課長

まず、管理職を初め職員には、県教委主催の特別支援教育に関する研修が実施されております。それに加えて、市教委としましても、飯塚市発達障がい研修会を初め、教職経験年数等に応じて、特別支援教育に関する研修を実施しているところでございます。さらに、各学校においては指導主事等を招いた校内研修を実施するなど、特別支援教育の理解と充実に取り組んでおるところです。また、福岡県教育センターにおいて、希望者対象で行われております特別支援教育や発達障がいに関する短期研修を希望し、受講されている先生方もいらっしゃいます。特別支援教育支援員につきましては、年1回の研修を市教委として実施しております。具体的には、特別支援教育や障がい種等に精通した人材を講師として招き、講話や演習等を通じて、参加者の理解を深めているところでございます。

○勝田委員

この研修について、私も確か10月か11月の時期ぐらいに、飯塚市発達障がい研修会と称して、木藤先生だとか髙橋先生とか、そういったものを何回も聞きに行ったことあります。やはり、ああいった研修会にも、ぜひその支援員の方をやっぱり旅費等の問題もあるかと思います。身分の保障の問題もあるかもしれませんが、そういった方々がぜひ参加できるような、そういった体制もとっていただけたらなと、ちょっとした要望をしておきます。

次に、発達障がいのために配置されている支援員の方が、子どもたちの支援をするに当たって留意しなければいけないこと、それは一体どんなことでしょうか。

○学校教育課長

特別支援教育支援員は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、担任教師との連携の上、具体的な役割を果たすことが重要となります。また、特別支援教育支援員自身がその任務内容について十分に理解しておくことも必要不可欠であると考えます。例えば、特別支援教育支援員は、対象児童生徒の日常生活や学習における支援及び介助は役割であって、指導ではないことを十分に認識しておく必要がございます。活用に当たっての留意点につきましても、特別支援教育支援員の役割から逸脱した活用にならないよう、各学校にも指導を行っているところでございます。

○勝田委員

一応ここでちょっと質問には上げていなかったんですが、恐らく答えられるだろうと思いますので、あえてちょっと質問させてください。教育現場から、その支援員の方の指導上に問題があるといった、要するに保護者、学校、そういった声等は上がっていませんか。もし上がっているのなら、お示しいただきたいのですが。

○学校教育課長

指導については、確かに学校のほうからも特別支援教育支援員の指導法について、ご相談があることもございます。また逆に、特別支援教育支援員からも、学校のことについてご相談がありますので、その間を取り持つと言いますか、両方の指導に対して教育委員会としては取り組んでいるところでございます。

○勝田委員

なぜそのような質問をしたかと言いますと、最近やっぱり支援員の方の任期が3年で、3カ月休んで、3年でという、長い方ですともう10年近く勤務されている方もいらっしゃるんです。そういった方が、何を勘違いしているか、要するに教職員と同じ立場で、あるいは同じ目線で、ものを言ったり、守秘義務を果たさなかったりして、子どものことを外部に漏らすというようなことも、ちらほら私は耳にしたんです。だから、そういったことはやっぱりいけないので、そういったこともあわせて研修でしっかり資質能力を高めていただかなければいけないと思いますので、あえて質問をさせてもらいました。そこで、発達障がいにはグレーゾーンという言葉があると思うんですが、市教委としては、このグレーゾーンについて、どんな捉え方をしていますか。

○学校教育課長

現在、児童生徒が発達障がいであるか否かは、専門医による診断で判断しております。 しかしながら、これらのことは当該児童生徒はもとより、保護者の理解が前提となって得られるものでございます。専門医等の診断は得られませんが、発達障がいを疑う状況を見せる児童生徒の存在は少なくございません。このような存在を、発達障がいの可能性がある、いわゆるグレーゾーンの児童生徒と捉えております。また、このような児童生徒は、発達障がいの診断が下されていないため、日常や社会生活においては、理解やサポートが得られにくいなど、グレーゾーンならではの困難もあると言われております。

○勝田委員

というのも、このグレーゾーンというのは、本当に成育とともに、成人までに大体9割以上が解消されるということを聞いています。しかし、これを放置しておくと、結局他の障がいと合わさると、合併すると、これ自分で事件を起こしたり、事件に巻き込まれたという事案が今までに過去、何件も発生しているんです。平成11年から12年のころの、西鉄バスの高速バス乗っ取り事件、あの17歳の少年も実は発達障がいで、そしてその精神障がいと合併して、ああいう事件を起こしたし、それから大阪池田の附属小学校、池田市かな、あそこの「宅間 守」という犯人も、ここから発達して事件を起こしているんです。ですから、やはり早期発見をすることが大事なので、しっかり市教委としてもそれを捉えて指導に当たっていただきたいと思います。かつて、本市ではこの支援制度が導入された平成19年当時から比べますと、配置数も、何倍にも膨れ上がっている現状があります。そして、その対応も広範囲となり、業務内容も複雑化してきたのではないかと予想します。今後、この支援員の採用や配置、研修等の見通しについて、お尋ねいたします。

○学校教育課長

支援員の採用や配置につきましては、支援を必要とする児童生徒の状況を月例報告や巡回指導等により把握するとともに、学校の要望を踏まえて、適切な採用、配置を行っていきたいと考えております。また、支援員の研修につきましては、年1回の研修では十分だとは考えておりませんが、特別支援教育支援員の任務内容から、現状では、研修のために学校を離れることも困難な状況でございます。できる限り、研修の機会を持つことができるよう、学校や関係機関、関係部署と調整、協議してまいりたいと考えております。

○勝田委員

最後に、要望として聞いていただきたいんですが、まず特別支援教育支援員の雇用を 3年間しますね。そうすると、3カ月は一応、期間を空けて、さらに3年間というのがあ ります。それから、それと合わせて、休業期間中の、要するに保険証の返納、そしてもう一回、新学期、2学期が始まったりすると、また手続きをしていただくという、そういったことで非常に支援員の方のなり手がいなくて、定数としてはあるんだけど措置されなかったという現状も、何回か聞きました。このことについては一般質問をした際に、確か2020年から臨時雇用のあり方、それが変わるので、若干ここのところが改善されるように期待しているんです。ですから、そういったことをしっかり捉えて、やっぱり支援員の方が働きやすいと言うか、そして希望できるような、そういった措置を今後、積極的に進めていただくことをお願いして、この質問を終わりたいと思います。

○委員長

次に、同じく219ページ、227ページ、教育振興費、特別支援教育支援員等配置事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

事業の内容を伺います。

○学校教育課長

特別に支援を要する児童生徒が、円滑な支援を受けて、学校の教育活動が行われるため に、支援員を学校に配置する事業でございます。

○川上委員

人として特別な支援が必要な子どもが尊ばれて、社会の一員として大事にされていくというようなスタンスが重要と思います。それで、支援員の配置状況について、追加資料26ページに資料を出してもらっていますが、説明を求めます。

○学校教育課長

過去5年間の特別支援の配置数を上げております。1番左には年度、次には必要の予定数、次に実人数、その次には予定数から実数を引きました過不足数をしております。次の欄には配置どおり予定を行えななかった学校をあげさせていただいております。中学校のほうにつきましても同様でございます。

○川上委員

不足する学校については、それぞれどういう対応したか、お尋ねします。

○学校教育課長

支援が予定されていない学校につきましては、小学校で言いますと4校となっており、中学校では5校となっております。各学校には巡回訪問を行い、支援が必要な子どもへのかかわり方や、特別支援教育支援員の有効な活用の仕方などについて、指導助言を行っております。

○川上委員

それで十分なら、もともと支援員の配置要請はないわけですけれども、支援員の不足が 小学校で2年連続、中学校で3年連続続いています。これをどう打開していくつもりなの か、今年度、新年度、お尋ねします。

○学校教育課長

非常に人員確保が難しいところはございますけれども、これまで同様、人員の確保に努めてまいるということと、あわせて先ほども述べましたとおり、学校で特別支援教育支援員の活用について、十分に学校の活用方法についても指導を行っていきたいと考えております。

○委員長

次に、221ページ、教育振興費、教育用情報機器整備事業費について、上野委員の質 疑を許します。

○上野委員

教育用情報機器を整備する設置校は、どのようになっているか、教えてください。

○教育総務課長

教育用情報機器を平成31年度に設置を予定している学校につきましては、タブレット PCが小学校14校に500台、また、電子黒板につきましては、小学校14校に対し 34台、中学校9校に対し、32台の設置を予定しております。

○上野委員

これで小中学校全校のパソコン教室には、全て配置が完了するという認識でよろしいでしょうか。

○教育総務課長

はい、そのとおりでございます。

○上野委員

タブレット、電子黒板等についても、もちろん入札が行われてきているので、今回もそうだと思うんですが、この業種に関しては落札除きの制度が適用されていないんですけれども、これは適用できないんですか。

○契約課長

本来、業者の受注機会の確保、また、競争性の確保の観点から申し上げますと、できるだけ多くの業者様に参加をしていただくことが望ましいと考えております。現在は、工事それから役務の一部につきましては、品質の確保の観点から落除きを行っているところでございますけれども、現在のところは、物品につきましては落除きを行っておりません。これにつきましては、事業者数が、登録業者数が限られておりますことと、物品につきましては、非常に案件が多ございますので、現在のところ、落除きということはできません。〇上野委員

今、課長おっしゃったような、業者の受注機会の確保という点においても、落除きしていないということなんですが、たくさんの業者さんに応札していただいても、1者とか2者とかに落札が集中するような実績と言いますか、あれば、これは公としていかがなものかなというふうに思いますので、そこはきちんとしたルールが必要ではないかなと思っておりますし、今、工事についても、1者入札はやめましたけど、2者であれば、入札を行っているわけですから、言われるような受注機会の確保という点においては、やっぱり落札した業者さんは、次は引いていただいて、2者以上いらっしゃるならば、多くの業者さんに仕事をしていただくという考え方のほうがよろしいんではないかなと思います。業種によって、現在、入札ルールに相違があるようですので、今後、整備の改善、平準化という言葉が適当なのかどうかわかりませんが、そのようなことをお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○契約課長

ただいまご指摘の件でございます。確かに案件の内容につきましては、偏りが出ているということもございます。現在のところ、できる限り、同一物品であっても、分割をして発注しているというふうなことも行っております。また、今申されました平準化と言いますか、そういったことにつきましては、他市の状況等も調査もしてまいっておりますし、今後、十分に検討を行ってまいりたいというふうには考えております。

○委員長

次に、同じく221ページ、教育振興費、オンライン英会話事業支援業務委託料について、秀村委員の質疑を許します。

○秀村委員

221ページ、オンライン英会話事業支援業務委託料についてですけれども、まず、業務委託の概要と授業対象学年を教えてください。

○学校教育課長

本業務委託につきましては、小学校5、6年生の外国語活動の時間に25分のオンラインによるネイティブの外国人講師によるマン・ツー・マンの英会話レッスンを、児童1人につき年間20回、月に2回程度実施するものでございます。

○秀村委員

5、6年生を対象としているということですが、英会話は低学年から実施したほうが子どもたちもマン・ツー・マンだと人見知りもあまりしなくて、受け入れやすいというふうに考えております。オンライン英会話を低学年から実施する予定はありませんか。

○学校教育課長

平成32年度から新学習指導要領の、英語教育では5、6年生において、外国語活動から外国語科に教科化され、その体制整備として、平成28年度から小学校6年生を対象に、オンライン英会話事業を開始いたしました。その後、30年度からは対象学年を5、6年生に広げ、実施しております。教科化されることに伴い、内容変化に加え、時数も増加することから、学校や学級間の格差をなくし、全ての子どもたちに、より実践的な英語力を身につけさせるためのものでございます。またその一方、小学校3、4年生では、外国語活動としての位置づけであり、英語によるコミュニケーションの機会を持たせ、異文化についての理解を深めさせることが重要となってきます。新学習指導要領においても、3、4年生では異なる文化を持つ人々との交流などを通して、体験的に言語を学ぶことを重視しており、身体を使った表現なども含め、英語に触れることを大切にしております。したがいまして、3、4年生では、ALTと実際に交流するなど、体験を通して、英語を使ったコミュニケーションの素地を培い、5、6年生ではオンライン英会話により、聞く、話すの基礎的な技能を一人一人身につけさせた上で、聞く、話すに加え、読む、書くの4技能を身につける中学校英語科につなげていくことで、系統的で連続した英語教育の充実を図りたいと考えております。

○秀村委員

英語でのコミュニケーションをとるのが難しく、オンライン英会話の授業に苦痛を感じたり、英語を嫌になったりするという児童がいると聞いたことがありますが、そういった子どもさんたちのケアはどのようにしていますか。それとまた、どのように考えておられるか、教えてください。

○学校教育課長

外国語科、今移行期なので、外国語活動になっておりますが、これは年間70時間ですので、オンライン英会話以外は担任による教室での指導が中心になります。また、オンライン英会話の1時間の中の導入の15分間、終末の10分間は、学級担任が児童の実態を踏まえて、その時間の理解の度合いを見ながら進めてまいります。児童がオンラインの事業で英語を話すことに苦痛を感じている場合は、学級担任からの要請を受け、講師にゆっくり、繰り返し話してもらう。また、絵カードなどの理解を助ける教材を使う、場合によってはグループレッスン等を検討するなど、対応をとっております。オンライン英会話が児童のコミュニケーション能力の育成に効果的なものとなるよう、今後も委託業者と検討しながら、カリキュラムの作成をしていくことにしております。

○秀村委員

そういった、嫌いになったお子さんたちのケアをしっかりしていただきたいと思っております。そしてまた、オンライン英会話事業は全国的にも先進的な取り組みとして実施され、全国からの視察も多いと聞いております。本市の子どもたちに、グローバル化に対応した実践的な英語力を育てる、英語教育の推進をなお一層お願いして、この質問を終わります。

○委員長

次に、221ページ、228ページ、教育振興費、学力向上推進事業費について、川上 委員の質疑を許します。

○川上委員

事業の内容を伺います。

○学校教育課長

学力向上推進事業の内容といたしましては、多層指導モデルMIM、徹底反復学習、協調学習の3つの取り組みを基本とし、小学校外国語活動推進事業、中学校外国語教育推進事業となっております。2019年度につきましても、同様の内容を検討しております。

○委員長

次に、221ページ、教育振興費、特別支援教育推進事業費について、勝田委員の質疑 を許します。

○勝田委員

教育振興費、特別支援教育推進事業についてお尋ねいたします。この事業の目的及び事業内容、そしてこれを直接所管する担当課はどこになるのでしょうか。

○学校教育課長

本事業は、児童の発達に関する巡回相談支援事業として、小学校の児童及びその保護者並びに教職員を対象に、特別な支援を要する児童生徒の発達に関すること、子育てに関する不安や悩みなど、学校や保護者から寄せられた個別の相談に応じて、具体的な指導及び支援を行うことを目的としております。また、本事業を直轄するのは学校教育課でございます。事業内容は、相談者に対してカウンセラーや作業療法士、言語聴覚士など、専門家から一定回数の具体的な指導や必要な支援を行うことを通して、児童の発達に関する支援体制を構築するものです。具体的には、まず、相談者は拠点校となる小学校の事務局に相談することになります。事務局内に配置するコーディネーターは、相談内容を聞き取り、その内容をもとに、アドバイザーの助言によって、専門家である相談員を決定します。その後、コーディネーターは相談者と相談員をつなぎ、具体的な指導及び支援を行います。指導及び支援終了後には、相談者及び相談員にアンケートをとり、その結果に基づき、本事業の評価、改善を図りたいと考えております。

○勝田委員

この事業は、かつて文部科学省が実施していたものですが、事業効果は大きく効果があったにもかかわらず、予算執行が終了したと同時に廃止した、そういう経過がありました。そこで、決算委員会等で指摘され、復活した事業であるというふうに理解してよろしいんですか。

○学校教育課長

今の質問委員がおっしゃられていることは、平成28年度に文部科学省の委託を受けて 実施いたしました、発達障がい早期支援研究事業であると思います。この事業は、発達障 がいのある児童生徒に対する早期支援のあり方についての研究事業として行っておりまし た。今回の事業は、発達障がい等による特別な支援を要する児童の保護者や教師を対象に した相談支援体制の構築を目的に実施するもので、過去の事業とは異なっております。し かしながら、どちらの事業も最終的には発達障がい等による特別な支援を要する児童の個 に応じた支援や指導につなげるという目的は同じであると考えております。

○勝田委員

発達障がいに関しては、保護者の方が一番、困り感や悩み感を持っておられるわけですよね。だからそれを、今まで通級指導教室の担当の先生だとか、それから臨床心理士、カウンセラーですかね、そういった方だけにとどまらず、やっぱりいろんなところに相談し

て、自分の困り感や悩み感をある程度解消し、方向づけて子育てをしていただくということが、やっぱり大切だと思うわけです。ぜひこれは、本当にうれしい事業だと私は思っています。この事業内容の中で、臨床心理士等による専門的な指導、支援を実施と書いてあるんですが、もうちょっと詳しく説明していただけますか。

○学校教育課長

個別の相談内容に適切に対応できるカウンセラーやビジョントレーナー等の相談員の選定を行うだけではなく、相談への対応方法や相談員の得意分野等も重視する必要があると考えております。例えば、話をじっくり聞いてもらいたいという保護者と、具体的な支援をすぐにでも求めている保護者に、同じ相談員を仕分けることは効果のある指導、支援事業にはならないと考えております。相談員においても、得意分野を生かした指導支援に当たってもらうよう考えているところでございます。また、指導支援が終了した1カ月後の実施が望ましいとされ、相談者への効果を検証するためのフォローアップ相談等にも積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○勝田委員

そこで実際に、専門相談員としてどのような方を想定されているのでしょうか。

○学校教育課長

現在、検討中のところもございますので、具体的な所属や氏名を言うことは、この場では差し控えさせていただきたいと思いますが、ビジョントレーナー、そしてカウンセラー、作業療法士、言語聴覚士等を考えております。

○勝田委員

カウンセラー、作業療法士、言語聴覚士はわかるのですが、このビジョントレーナーというのは、視覚の、眼鏡とかそういったことですね。

次に、飯塚市の、これは私、予算委員会、一般質問等で何回か言ったことがあるんですが、飯塚市の通級指導教室の指導者の中には、現在、全国的にも発達障がいに関することを含め、指導や研修等に秀でている指導者がいて、もう夏季休業期間中とか、全国各地を飛び回って講演するような逸材がいるわけですよね。これは何回も言いましたけれども、そういった指導者の後継者と言いますか、それをしっかり受け継ぐことのできる、やっぱり人材育成には取り組むべきだと思いますが、それはどのように進んでいるか、お尋ねいたします。

○学校教育課長

質問委員がおっしゃるとおり、後継者の育成は重要かつ喫緊の課題だと認識しております。そのために、飯塚市教育研究所において行っております1年間の断続研修に、次年度は特別支援教育研修員を位置づけ、特別支援教育に関する専門性を高めるとともに、通級指導教室の指導者養成をねらいとした研修を行うように考えているところでございます。さらに、福岡県教育センターへの長期研修や、国の専門機関への短期研修への参加を奨励しているところでございます。

○勝田委員

これに関してもそうなんですが、私や片峯市長、それから西教育長が在職していた 3 0代、4 0代のころは、全くこういう発達障がいとかいうことはもう耳にもしなかった、そういう時代がありました。その子どもたちを支援する支援員の配置も、これは当然なかったですよね。それがもうこんなにも、現在はそういう対象児童生徒も増加し、そして手厚い手だてや支援のもとでしっかり育てていかねばならないという、そういう時代に入ってきています。したがって、学校には多種多様の課題が山積みしていると思うんですが、これはしっかり、市長、予算措置をしていただいて、前向きに積極的に取り組んでいただくことを強くお願いして、この質問を終わりたいと思います。

○委員長

次に、222ページ、229ページ、教育振興費、本物・未来志向の人材育成事業講師 謝礼金について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

222ページ、229ページの教育振興費、本物・未来志向の人材育成事業講師謝礼金につきまして、小学校300万円、中学校200万円につきまして、質問のほうをさせていただきます。まず、平成30年3月に、第2次飯塚市教育施策大綱が定められておるかと思います。まずその基本理念なんですけど、どういうふうな理念が定められておるかわかりますか。わからなければ、このまま続けますけど。ちょっと言いましょう、私のほうから。基本理念のほうとしましては、本物志向・未来志向の人づくりのためにというふうな、基本理念が定められております。教育施策の大綱、根幹をなす基本理念です。根幹中の根幹かと思いますけれども、そういった理念が定められております。まさにその文言がついた事業です。本物・未来志向の人材育成事業講師謝礼金ということですが、まずこの事業を始められた目的について、お示しください。

○学校教育課長

平成29年3月に学習指導要領の改訂が告示され、子どもたちが未来を切り開くための 資質能力を育成していくこと、そして、社会に開かれた教育課程を実現していくことが求 められました。そのため、学校教育ではこれまで以上に子どもたちが多様な分野の第一線 で活躍する人材に触れ、かけがえのない体験を通して、生きる力の育成やキャリア形成を 図る学びの場が必要と考え、いち早くその機会を設け、新しい学びを実現していくために、 平成29年度から本事業を導入しております。

○永末委員

今の本市の教育行政を見させてもらっておりますと、大体、MIMでありますとか、徹底反復学習でありますとか、そういった基礎基本の部分をしっかり、まずやるという部分に加えて、こういった、今までないような形の教育行政を行っていこうというふうな、意志が見えます。私もやはり、第一線で活躍する方でありますとか、通常先生方、教職員の方々が教えられないような部分をきちんとを提供していく。実際にそういったことに触れることで、化学変化と言いますか、起きて、ぜひああいった世界に飛び込んでみたいとか、そういう可能性が開かれるのではなかろうかというふうに思っておりまして、この事業の重要性を非常に感じておるんですが。先ほど29年度から開始されたというふうなことですが、これまで招かれました講師、その内容につきまして、お願いします。

○学校教育課長

平成29年度は、小学校において、ソプラノ歌手の宮良多鶴子氏を大分小学校、高田小学校に招聘し、コンサートと国際貢献の体験の講話を行っていただきました。また、プロサッカーチーム、ギラヴァンツ北九州コーチの方等に来ていただき、サッカー教室と講話を全小学校で行っていただいております。中学校では、パラリンピアンの安達阿記子氏を4つの中学校に招聘し、ゴールボールの実技指導と講話を行っていただいております。平成30年度は、小学校では英語を母国語とするヤングアメリカンズを指導者として、飯塚東小学校に招聘し、歌とダンスを学習するワークショップと体験活動、発表会を実施いたしました。また、29年度と同様に、ソプラノ歌手の宮良多鶴子氏を伊岐須小学校に招聘し、コンサートと国際貢献体験の講話を行っていただいております。また、プロサッカーチームのギラヴァンツによるサッカー教室も、同様に全小学校で行っております。中学校では、ヤングアメリカンズを幸袋中学校に招聘し、歌とダンスを学習するワークショップと体験活動を実施いたしました。また、ソプラノ歌手の宮良多鶴子氏を穂波東中学校に招聘しております。パラリンピアンの安達阿記子氏につきましては、30年度につきまして

は、中学校2校に招聘し、ゴールボールの実技指導と講話を行っていただいております。

○永末委員

それでは、2019年度の計画につきましてお示しください。

○学校教育課長

2019年度につきましては、小学校では文化分野の第一線で活躍している方の招聘を 1校、ヤングアメリカンズのワークショップと体験活動発表会を1校、プロスポーツ選手 等による交流教室を全小学校、パラリンピアンを招聘した事業を2校を実施する予定でご ざいます。中学校におきましては、文化分野の第一線で活躍している方を招聘し、実施す るものが1校、ヤングアメリカンズのワークショップと体験活動発表会を1校、パラリン ピアンの招聘による事業を1校と予定しておるところでございます。

○永末委員

29年度、30年度と2年間実施されて、次年度も予定しているということですけれども、これ実際に実施された成果としましては、この事業に対する子どもたちや学校の先生の反応という形で捉えているかと思うんですが、その部分につきまして、答弁いただけますか。

○学校教育課長

この事業は、さまざまな分野において志を持って活躍されている方から直接お話を聞き、通常の授業では体験できない活動を行うことで、子どもたちが自分や社会の未来を前向きに考え、将来、飯塚市の未来を担い、世界で活躍する人になってほしいというもとで実施しているものです。事業後のアンケートでは、教師になりますが、「自分の可能性を信じること、挑戦する勇気、仲間とともに何かをつくり出す素晴らしさ、表現する喜びなど、これからの社会を築いていく子どもたちにとって必要なことをたくさん学んだ1日となりました。」という感想や、「日常では得られない楽しさや挑戦する心を学んだと思います。緊張していた生徒が最後は泣くほど感動する姿も見られ、視野が広がったと思います。」といった感想をいただくことができました。子どもたちは、講師の方々の姿、生き方そのものを通して、夢や希望に向かって努力する素晴らしさや、困難にぶつかったときのポジティブな心の持ち方などを学び、それぞれの受けとめ方で、将来の自分について考える機会になったと思っております。

○永末委員

本当に、非常にいい影響と言いますか、影響があっている事業ではなかろうかと思うんですが、ここで、教育施策の大綱の理念のど真ん中の名前がそのままついている事業という、非常に重要な事業でもありますし、今のような感想、本当に素直な子どもたちの将来に大きく影響を与え得るような感想を持たれておるんですが。ここでちょっと気になるのが1点ありまして、そういった非常に重要な事業でありながら、資料のほうに、27ページでちょっと出させてもらっているんですけど、これ、29年、30年の小中学校の実施状況と、19年度の実施予定を聞きまして、これ実際に、全ての中学校を網羅される計画になっているんでしょうか。小学校にしても、サッカーの体験はできますけど、例えば、ソプラノ歌手の方とかは一部の学校でしか体験できていないような感じに見受けられるんですけど、この点につきましては、どう考えられておるのか答弁いただけますか。

○学校教育課長

現在、学校のほうからの希望を受けて、実施をしているのが実情でございます。今後につきましては、やはり同じような形で文化に触れること、スポーツに触れること、社会に触れることを通す機会をできるだけ多く設けるようにしたいとは思っております。そういう形で、講師等についてはまたこれから先、検討をしてまいりたいと思っております。

○永末委員

学校のほうからの要望を受けて、というふうなことなんですけど、それはちょっと違うんではないかなと思うんです。例えば、大綱として定められて、基本理念に掲げられておる、名前がついている事業なんですけど、であれば、ぜひ全ての学校でやっていただけないかというふうに、推奨というか、進めていくべきだと思うんですけど。その点に関して、よかったら教育長のほうのお考え、聞かせていただけますか。

○教育長

言われるとおり、私の名刺にも本物志向・未来志向という言葉は入れております。この件は先ほど課長から答弁がありましたが、非常に効果があると自分自身も捉えていて、いろいろな学校で、全ての学校でやりたいという思いは強いのですが、いろいろな点でなかなか難しい面もありますから、今後、これについては広めていくということで考えていきたいというふうには思っております。

○永末委員

最後にします。種々の事情もあるのかもしれませんが、先ほど申し上げたように、やはり若い児童生徒さんが本物に触れて、そのことでいろいろ触発されて世界が広がることって、たくさんあると思いますので、ぜひ市内の全ての小中学生が、できる限り平等にその機会に触れられるように考えていただいて、ぜひ大綱の理念にも載っているような事業ですので、予算の部分とかもぜひとも広げていって、やっていただくことを要望いたしまして、質問を終わらせていただきます。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:55

再 開 13:00

委員会を再開いたします。

223ページ、学校整備費、大分小学校大規模改造事業費及び若菜小学校大規模改造費を一括質疑として、川上委員に質疑を許します。

○川上委員

事業内容についてお尋ねします。

○教育総務課長

事業内容でございますけれども、初めに大分小学校の大規模改造事業の内容ですが、施工箇所は、普通教室とそれから給食棟で建物の劣化等による損傷について機能回復、教育環境の改善、また耐久性確保を目的として実施するものでございます。施工内容は、外壁塗装、内部改修、取り換えを含む電気給排水設備の補修、及び防水改修などとなっております。

次に若菜小学校でございますが、施工箇所は2棟ある教室棟で大規模改修の目的は、先ほど申し上げました大分小学校の改造事業と同様でございます。施工内容は、外壁塗装、内部改修、取り換えを含む電気給排水設備補修、及び防水改修などとなっております。

○川上委員

教室エアコンを夏までに間に合わせる取り組みはどうなっていますか。

○教育総務課長

空調設備の工事につきましては、この大規模改修とあわせたところで実施するような形で計画のほうをしております。

○委員長

川上委員にお知らせをいたします。質疑時間が1分を切っておりますので、よろしくお 願いをいたします。

○川上委員

ということは夏前にエアコンはどうなりますか、つきますか。

○教育総務課長

夏前というのが、こちらの大規模改造と並行して行うような形になりますので、現時点での見込みでは8月末ごろになるのではないかということで考えております。

○川上委員

是が非でも夏前にやってもらいたいという要望もありますのでお伝えしておきたいと思います。

○委員長

次に、236ページ、社会教育総務費、学習ボランティア等謝礼金について勝田委員の 質疑を許します。

○勝田委員

社会教育総務費、学習ボランティア等謝礼金、408万6千円についてお尋ねいたします。まず、この事業の目的及び概要についてお尋ねいたします。

○生涯学習課長

この事業につきましては、豊かな知識や技能を持つ地域住民の方が、その能力を小中学校等の教育活動や公民館活動等での地域活動に生かすこととして、地域住民の方々の社会参加、地域貢献の機会を確保するとともに、学校教育のさらなる充実や地域コミュニティの活性化につながることを目的に事業を実施するものでございます。具体的には、社会教育や生涯学習の分野で学習指導や支援ができる市民の方に登録いただき、実際に小中学校や児童クラブ、保育所等の申請に応じまして、適切な指導者、人材を派遣する事業でございます。

○勝田委員

事業の仕組みとして申請の手続きやボランティア謝金の支払いまでの手順を教えていた だきますか。

○生涯学習課長

本事業の仕組み、手順につきましては、まず、特技を持つ市民の方にはどのような学習支援ができるのか、具体的な内容を明らかにしていただいた上で、ボランティアバンクに登録をしていただきます。次に、学校や交流センター等から学習支援や講師派遣の要望申請が出されましたら、あらかじめ登録していただいている名簿から教育委員会が登録者と派遣申請者のマッチングを行い登録者は、現地で学習支援等を行います。活動が終わりましたら、派遣申請者からその結果をまとめた実績報告書を教育委員会に提出していただき、登録者の活動を確認した後、市から派遣者の預金口座に謝礼金が支払われる流れとなっております。

○勝田委員

ありがとうございます。ではボランティアは登録制のようですが、ボランティア登録に は条件として何かあるでしょうか。また、登録者の募集はどのように実施しているのかお 尋ねいたします。

○生涯学習課長

登録者の資格につきましては、豊かな知識や技能を持つ住民の方、または社会参加に意欲のある方であればどなたでもよく、特別な資格はございません。登録の際に活動可能な地域、活動可能な時間帯、得意な分野、ボランティア経験の有無などを記入してもらい、ボランティア登録申請書を提出してもらっております。これはボランティアの方が学習支援活動を通じて、地域づくりに積極的に参画し、豊かな人生を創造していく機会につながることを期待することからでございます。ボランティアの募集につきましては、ホームページ上にボランティアネットワークの事業内容を掲示しておりますので、常時登録申請

が可能となっております。また、学校や児童センター、交流センター等の派遣先から特技を持つ方としての紹介、推薦をいただいた方にも、こちらからお声掛けをして登録していただいております。

○勝田委員

それでは最近の登録者数の推移がどうなっているのか、というのも教育現場においては 総合的な学習の時間というのが導入されてから非常に学習ボランティアとか、それから環 境ボランティア等の要請は、ものすごくふえたわけですね。そういったことでそういう現 場からの要請だとか、申請に対応できているかどうかお尋ねいたします。

○生涯学習課長

まず、登録者の推移でございますがボランティア登録者数は、平成29年度、1556人で前年度に比べまして100名の方が新規で登録されており、今年度も年度途中でございますが、1615名と少しずつ登録者数がふえております。また、現在はさまざまな特技を持つ方に、登録いただいておりますので派遣申請者からの要請に対しては、予算及び内容によって、およそそのリクエストに応えることができている状況でございます。

○勝田委員

年々、登録者数がふえているということは結局、啓発とか、それを周知されているっていうことで大変いい傾向ではないかと思います。それでは、平成29年度の謝礼金等はどうなっているでしょうか。また、派遣先や回数がどのようになっているかお答え願いますか。

○生涯学習課長

生涯学習ボランティアネットワーク事業により、派遣をいたします指導者に対しましては、1回当たり1500円の謝礼金を支払っております。平成29年度は、この1500円に派遣者数2174人を乗じた、326万1千円が決算額となっております。派遣回数としては1つの事業に複数のボランティアの方が出席する場合もあり、平成29年度は1287回という結果でございます。内訳といたしましては、小学校が610回、中学校が340回、保育所、児童クラブが203回、その他、公民館、交流センター等で134回となっております。

○勝田委員

この結果から見ても、園児、児童、生徒、そういった教育関係、教育現場は圧倒的に多いということがわかりますので、本当にありがたいことだと感謝しております。では、この事業の効果としてはどのようなものがあるでしょうか。また、課題、問題点等がありましたらお答えいただきますか。

○生涯学習課長

この事業の効果ということでございますが、事業効果といたしましては、本事業は地域住民にボランティアとしての活動の場を広げ、個人の生きがいづくりに寄与していると考えております。そしてそれだけではなく、学校教育と社会教育との連携により地域みんなで子どもたちを育てていく、まちづくりが進んでいくものと考えます。反面、課題としては、登録者は増加傾向にあるものの、派遣申請者に偏りがあり一度この事業を利用した団体等はリピーターとして年に数回利用を希望されますが、派遣先の固定化が見られ、派遣先の件数は微増傾向であることから、登録者の活動機会の拡大に向けた、PRなどは今後も引き続き行っていく必要があろうかというふうに考えております。

○勝田委員

最後になりますけれど、このボランティア事業には1600人を超える登録者が出るわけで今後、社会教育それから生涯学習で培った知識や能力が学習要請に役立つことは、す

ぐれた教育関係がこの飯塚市でつくられていくことになろうかと思います。中には課題として、先ほども若干触れられていましたが、登録者の方で一度も派遣要請がなかったと、がっかりした声も聞くことはあるんですが、現状の課題あるいは問題点も多々あるかと思いますが、それも解決に向けて一つずつ取り組んでいただき、この事業の充実、拡充を要望してこの質問を終わりたいと思います。

○委員長

次に、239ページ、公民館費、自治公民館建築補助金について守光委員の質疑を許します。

○守光委員

自治公民館建築補助事業費、1130万7千円が計上されております。この補助金についてその内容を教えてください。

○まちづくり推進課長

自治公民館建設補助金につきましては公民館の新築改修工事等につきまして、補助対象 経費の45%を上限に補助するものでございます。平成31年度は新築1件、改修5件を 予定しております。

○守光委員

今現状の自治会加入率も低下して、自治会の存続というか、厳しい状況である中、建物 等が古くなって維持管理するのが難しい現状がありますけれども、市としては何か考えが あればお答えください。

○まちづくり推進課長

まず、自治会の存続のためにやはり今質問委員が言われました小さな自治会につきましては今後、統合や編入という手法も考える必要があろうかと思っております。また自治公民館の存続につきましては、やはり災害等に遭う、今回も遭った状況に踏まえまして市としても対応を考えていきたいと考えておりますが、限られた予算の中で補助金額の増加はなかなか厳しい状況でございますが、地域づくりの拠点として維持していくために、今後も自治会長を中心に地域の方々とお話をさせていただきながら自治公民館存続につきましては、調整をしてまいりたいと考えております。

○守光委員

今のご答弁で地域の方々と協議をしっかりされていく必要があるという考えでありますけれども、今回昨年の7月の豪雨で被災された柳橋自治会公民館の現状と今の対応について進捗状況等があればお答えください。

○まちづくり推進課長

今回床上浸水しました柳橋自治公民館につきましては、被災された直後から自治会長のところに幾度となく施設改修、新築、建てかえについての話し合いをさせていただいております。現在、現地におきまして新築建てかえを行うという方向性での中で調査、設計等を行っていただいている状況でございます。その結果につきましては今月の中旬、20日前後にはその結果が出るとしております。その結果をお聞きしまして、引き続きお話をさせていただきながら、できるだけ地元負担が出ないような対応を研究してまいりたいと考えております。

○守光委員

今後についてお答えください。

○まちづくり推進課長

自治公民館は地域住民の総意によりサークルや講座、学習面の生涯学習の場、住民相互の交流、地域連帯感を高める場であり、最も身近な住民自治組織の活動拠点と認識しております。先ほどもご答弁させていただきましたが、今後の決定につきましては、自治会長

中心に地域の方々とお話をさせていただきながら、自治公民館の維持また存続につきまして、調整をしてまいりたいと考えております。

○守光委員

しっかりと今回、被災にあわれた公民館に関しては自治会長さんとしっかり協議していただいて、少しでも負担が軽くなるような対応を要望して終わります。

○委員長

次に、同じく239ページ、図書館費、図書館管理運営費について川上委員の質疑を許します。

○川上委員

事業内容を伺います。

○生涯学習課長

図書館運営管理費につきましては、図書館の管理運営に要する経費となりますが、図書館の行う行事としては、主に図書等の貸し出しを始め、各種講座や4カ月健診時に行う絵本の楽しさや親子の触れ合いを体験するブックスタート事業や絵本の読み聞かせを行うおはなし会や豊かな知識や技能を持つ地域住民の方が科学のおもしろさを伝えるサイエンスモールなどの事業を行っております。

○川上委員

私は最近、筑穂地区ではミニ図書館がほしいと、それから相田では移動図書館がほしい という声を聞いておりますが、この移動図書館についてどういうふうに受けとめているの か、検討したことがあるかお尋ねします。

○生涯学習課長

移動図書館につきましては、図書館サービスとして重要な役割があることは認識いたしております。今後の飯塚市の人口の推移や高齢化、地域のライフスタイルや人口構成比などの地域の特性を考えあわせた中、移動図書館の位置づけやどのような人、地域を対象とするのかなど実施に当たっての課題、問題は多いと考えます。また、市予算の中で事業の費用対効果などを含め、慎重な対応が必要と考えております。要望等につきましては直接私ども聞いておりますので、現在のところ検討までには至っておりません。

○委員長

次に、241ページ、文化財保護費、文化財保存活用事業費について光根委員の質疑を 許します。

○光根委員

文化財保存活用事業費のデジタルミュージアム整備事業についてお聞きいたします。デ ジタルミュージアムとはどのようなものなのか、また整備の目的は何でしょうか。

○文化課長

デジタルミュージアムは文化財のデジタル情報を図り、ウェブ上における仮想空間において文化財の効果的公開などを行うものでございます。文化財のデジタル情報につきましては、文化財の保存、公開などを効率的に活用できる手法だけではなく、学校教育、生涯学習、観光振興に至るまで重要なコンテンツというふうに考えております。

○光根委員

平成31年度において取り組まれる具体的な内容はどのようなものですか。

○文化課長

平成31年度におきましては、本市の文化財の保存活用を推進するため遺跡情報システムの構築、文化財のアーカイブ化に着手する予定でございます。文化財の情報システムは本市にある国指定の文化財6件、県指定文化財15件、市指定文化財31件、国の登録文化財1件の計53件の指定文化財これに加え、文献等で文化財が包含されている可能性が

あるとされる周知の埋蔵文化財包蔵地1244カ所をウェブ上の地図に落とし遺跡情報閲覧できるシステムをつくり、広く情報発信するものでございます。特に学校教育における調べ学習などに効果的に活用できると考えております。文化財のアーカイブ化は指定文化財を初め、考古学資料、民俗資料、古文書等が多数ある中、計画的に情報化、公開を図る必要があると考えております。このため31年度には初年度として、立岩遺跡から出土したかめ棺、前漢鏡、鳥瞰図など本市を代表する文化財のアーカイブ化、3D化を図る予定でございます。

○光根委員

最後にこの事業について今後どのように進めていかれるのかお聞きいたします。

○文化課長

文化財の保存活用につきましては、これまで国庫補助に加えて、平成30年度から交付税措置もなされ、財源確保を図りながら効果的に実施したいと考えております。具体的には新年度に策定を予定しております保存活用計画の中で検討し、長期的な視野に立った整備を盛り込む予定でございます。

○委員長

次に、249ページ、保健体育総務費、その他の保健体育総務費について上野委員の質 疑を許します。

○上野委員

249ページ、予算書では、飯塚国際車いすテニス大会PRイベント実行委員会負担金とありますが、当初予算の資料の29ページには、テニスのまちづくり推進事業費として紹介をされています。平成30年度に比べて61万6千円減額されていますが、この理由はどうしてでしょうか。

○健幸・スポーツ課長

平成30年度は飯塚国際車いすテニス大会のサポートイベントとして、平成30年5月18日と19日の2日間、開催しましたグルメイベントとしての負担金75万円と大会会場で来場者にお配りするために飯塚、嘉麻、桂川の観光グルメを紹介した嘉飯ガイドブック策定費として61万6千円の予算を計上しておりました。来年度、平成31年度につきましては、飯塚国際車いすテニス大会が35周年を迎えますので、平成31年4月7日にイオン穂波を会場に開催します35周年応援フェスの負担金75万円のみの計上となっております。

○上野委員

飯塚国際車いすテニス大会、もう35年続けていただいているおかげで、「イイヅカ方式」というのは世界的に発信をされるようになりました。昨年は天皇杯、皇后杯も下賜されるなど、当市のイメージづくりに大いに寄与していただいていると思うんですね。もうテニスというスポーツは飯塚市が誇れる1つの大きな顔、ブランドといっても、これはもはや本当に言い過ぎではないというふうに私は認識しているんですが、市長、副市長、ご認識はいかがでしょうか。

○副市長

嘉飯都市圏で活性化に向けて取り組んでおります事業の1つの中にテニスのまちづくりというものがございます。当然、飯塚市のみならずこの地域を挙げてテニスのまちづくりを推進していきたいと考えておりますので当然、テニスは飯塚市にとって重要なパーツの1つと考えております。

○上野委員

本当にそう、私も思っているんですよ。この予算資料にもあるようにテニスのまちづくり、推進しようぜという事業費が、国際車いすテニス大会のPRイベントの負担金だけと

いう現状もいかがなものかと思うんですね。これがテニスのまちづくりから、まちの経済の発展、また活性化につながるというふうに私も以前から、テニス、車いすテニスに限らず、ソフトテニスは中学生の部活の中でも断トツの部活の人数を誇っておりますし、ジュニアも日本全国でものすごい人数の方がこのスポーツに勤しんでおられるわけですから、ぜひこのまちづくりに生かせるようなチャンスを逃がすことなく、テニスのまちづくりに正面からしっかりと取り組んでいただきますように、お願いを申し上げておきます。よろしくお願いします。

○委員長

次に、251ページ、保健体育施設整備費、体育館等建設事業費について川上委員の質 疑を許します。

○川上委員

弓道場と武道場は、公共施設の第3次実施計画で床面積の縮減率ゼロとなっているが、 新体育館でなぜ20%縮減を押しつけるのかお尋ねします。

○健幸・スポーツ課長

今ご指摘のありました飯塚市公共施設等のあり方に関する第3次実施計画、この中での 11ページにあります総括表でございますけれども、その中では武道場、弓道場のところ が削減がゼロという表記になっておりました。この分については、その計画の前段から公 共施設の分はまとめて19.3%減らすという内容で記載がされております。この 11ページの総括表については記載の誤りとなっております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:28

再 開 13:28

委員会を再開いたします。

○財産活用課長

ただいま健幸・スポーツ課長が答弁させていただきましたけれども、こちらのほうの総括表の表現が大変もうしわけございません。誤っております。弓道場につきましては、個別資料の中には床面積の目標が掲げておるわけなんですが、おおむね約90平米の削減を目指しておるところでございます。それと武道館につきましては御存じのように穂波武道館、及び頴田武道館が非常に老朽化が著しいものですから、新体育館を整備するときに新体育館の中に武道スペースを設けるということで、これは体育館の削減スペースの中に含まれておりまして、実際、武道館は全て今現在の武道館の面積が減るわけでございます。ただ委員ご指摘のとおり、先ほども大変申しございません。表現が誤っておりますので、これにつきましては早急に是正させていただきます。大変もうしわけございませんでした。〇委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○守光委員

218ページ、小学校スクールバス運営管理費についてお聞きしたいと思います。今回 の846万円ほど減額になっておりますけれども、その理由をお願いします。

○教育総務課長

ご質問がありました218ページ、小学校スクールバス運営管理費の部分でございますけれども、こちらのほうが鎮西地区、それから頴田地区のスクールバス、こちらのほうが契約期間が切れまして、平成30年4月から新たな契約となりましたもので、昨年当初予算では見積もりをベースとして精査した中で予算計上を差し上げていましたけれども、契約額による執行残、減額が生じたために、実契約額に今回要求のほうさせていただいてい

るものでございます。

○守光委員

ではこの現在、各地区で運行しておりますスクールバスの運行の現状についてお答えください。

○教育総務課長

現在、各地区のほうで運行しておりますスクールバスにつきましては、鎮西地区、それから幸袋地区、頴田地区、庄内地区、それから筑穂地区、それから八木山のほうが中学生を対象として運行のほうをさせていただいております。その現状につきましては鎮西地区のほうから述べさせていただきたいと思います。

まず鎮西地区につきましては運行しているスクールバス、これはワゴン車ということで 10人乗りを1台で運行しております。利用人数でございますけれども、こちらは13人 が利用しております。実人員ですね。13人に対して10人乗りなんですけれども、一旦 学校に1つの地区を回った後に学校に寄ってからいきますので、人数的には乗車定員を超えているわけではございません。

次に幸袋地区でございますけれども、こちらのほうは実人員としましては、155人、74人乗りのバスが2台で大型バスを走らせております。

額田地区でございますけれども額田地区については、乗車の利用人数が実人員で25人、 スクールバスについては26人乗りを2台で運行しております。

庄内地区でございますけれども、利用人数が実人員で78人、こちらは29人乗りのバスを2台で運行しております。

筑穂地区でございますけれども、内野小学校から筑穂中学校に行く桑曲線を走る部分でございますけれどもこちらのほうは、実人員で小学校が3名、中学校が20名利用しております。バスにつきましては29人乗りのバスを2台で走らせております。

次に大分小学校のほうのスクールバスでございますけれども、こちらのほうは、小学校の実人員で5人、中学校で7人、バスのサイズは29人乗りを2台ということになっております。

最後に八木山地区でございますけれども、こちらのほうは現在中学生が9名、利用しております。車両については29人乗りが1台ということになっております。以上です。

○守光委員

今後、このスクールバスを実施していく中で、今後、どうされていくのかという部分で 市の教育委員会の見解を求めます。

○教育総務課長

現在、スクールバスについての教育委員会の方針についてでございますけれども、こちらのほうは、昨年30年4月から統合で鎮西地区のほうにスクールバスを運行するに当たり、いろいろご意見をいただいた中で現在、それぞれの地域が運行に至った経緯、また、現在スクールバスが運行されていない地域、こういったところについて、実際1つの基準を決めたときにどうなのかと、国のほうからの目安としましては、小学校であれば適正規模は通学距離が4キロメートル、中学校であれば6キロメートルという、指針なりが出ておりますけれども、こういったところに照らし合わせながら、それぞれの先ほども申しましたけれども、スクールバス運行に至った経緯というのが各地区それぞれございますので、そういったところの兼ね合いも見ながら、1つ、基準的なものを模索しているところでございます。

○守光委員

地域を回る中でいろんな親御さんたちからちょっとお聞きする中で、やはり地域によって実情はさまざまで違うと思います。これまで各地域での経緯も違うと思いますけれども、

子どもたちからするとそれは余り関係ないことであって、こちら側では対象者がこうで、こちら側はこうだとか、地域によっては実情は違うと思います。その上で市のほうが教育委員会のほうがはっきりとした、やっぱり見解を持っておかないと、それをやっぱり尋ねられたときに、曖昧に、いや、どこどこ地域はこういう経緯があってこうですよとか、ここはこうですとか言っても、それは余り通用しないんじゃないかなと私自身は考えますので、1日も早く、やはり市の見解を飯塚市として教育委員会としてはこういう方針でいきたいという部分を出していただいて、保護者の方に説明ができるような対応を今後お願いして要望して終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑はないようですから、「第10款 教育費」から「第12款 予備費」までについて、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:37

再 開 13:38

委員会を再開いたします。次に、「歳入」の質疑に入ります。歳入についての質疑を一括して許します。

初めに、質疑通告されております、19ページ、市税について、秀村委員の質疑を許します。

○秀村委員

税金の納め方なんですけれども、税金の収納率を向上させるためには、納税者が納付しやすい方法を採用すべきじゃないかと考えます。現在、飯塚市ではどのような納付の方法がありますか、確認の意味を含めてお願いします。

○税務課長

納付の方法ですが、市役所や金融機関での納付書による納付と口座振替による納付。加 えて平成28年度から導入いたしましたコンビニエンスストアでの納付の3種類でござい ます。

○秀村委員

ここではクレジットカードについてちょっとお尋ねしたいんですけれども、現在飯塚市はまだクレジットカードは使えないということですけれども、時代がキャッシュレス、プラスチックマネー、電子マネー等となってきておりますけれども、クレジットカードでの納付を導入している自治体がありますでしょうか。

○税務課長

福岡県内でクレジットカード利用での納付ができる自治体は2自治体ありまして、福岡市と篠栗町でございます。また、県税において、自動車税のみクレジットカードを利用した納付ができるようになっております。

○秀村委員

まだまだ少ないようですけれども、飯塚市もクレジットカードによる納付ができればという意見を聞いたことがございます。いろいろメリット、デメリットの検証が必要かと思いますが、どのような点がございますでしょうか。

○税務課長

納付する方のメリットとしては、市役所や金融機関、コンビニエンスストアなどに出向かなくても、24時間パソコンやスマートフォンを利用して納付ができること、またカード利用によるポイントが貯まることです。デメリットとしては、利用手数料が発生するこ

と。領収書の発行がないため、カード会社の発行する利用明細書での確認となること。納付データが市に来るまでに日にちがかかるため、納税証明書の発行に最長1カ月程度かかることです。

○秀村委員

るるあるようですけれども、税の種類によっては、分割とか一括、リボとかができるのもあるようですので、その人によって払いやすい形態もあるかと思います。また、クレジットカードの納付の導入について、飯塚市はどのように考えておられていますでしょうか。

○税務課長

導入に当たっての本市の検討課題といたしましては、システム改修費用を含む導入経費や毎月の手数料の発生、対象とする税目や税金以外の使用料等の検討、導入時期の検討などが考えられます。特に導入時期については、システム改修費用を最小限に抑えることができるよう、現行システムのリプレース時期も考慮しなければならないと考えております。本市といたしましては、クレジットカードだけでなく、バーコード読み取りによる電子マネー等での納付方法の検討を引き続き行ってまいります。

○秀村委員

時代にあった納付方法を検討していただくよう、導入のほうをお考えいただくようお願いしておきます。

○委員長

同じく、19ページ、市民税、固定資産税について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

19ページ、市民税 64 億 6300 万円、固定資産税 62 億 1900 万円につきまして、質問をさせていただきます。資料のほうをつくっていただいています。資料の 3ページになります。見ていただきますと、いろんなことが読み取れるかと思うんですけれど、例えば平成 21 年度では、市民税が 61 億円だったのが 31 年の見込みでは 64 億円。固定資産税も同じく 21 年度が 59 億円だったのが 31 年度は 62 億円というふうな形で 10 年間見ますと伸びております。単純に人口も減っていますし、地価も大きく伸びていないような状況において、こういった形で逆に税額が上がっているというのはいいことなんですけど、どうしてなのかなというふうに単純に感じるわけですが、こういった部分につきまして税務課としましてはどういうふうに分析されておりますでしょうか。

○税務課長

個人市民税については、平成27年度以降、毎年増額となっており、雇用環境の向上により、納税義務者数及び納税義務者の1人当たりの平均所得も増加しております。

法人市民税についてですが、法人市民税は平成26年度に大幅な改正が行われ、法人住民税・法人税割の税率を引き下げるとともに、その引き下げ分を規模として国税である地方法人税が創設されております。その税収全額が地方交付税原資に繰り入れされ、市の減収分は補填されております。この影響により、平成27年度から29年度までの法人市民税は減額となっておりましたが、平成30年度からは所得増加による法人税割の増額が税率の引き下げの影響による減額を上回っていることから、法人市民税が増額となっています。

また固定資産税ですが、土地、家屋とも3年に一度評価の見直しがあり、平成21、24、27、30年が評価替えの年になります。ただし土地は、地価の下落が継続しているため、毎年見直しを行っております。このことから、この表の平成24年度、27年度、30年度の固定資産税額は前年と比較して減額となっております。土地については、宅地造成により宅地面積は年々増加しておりますが、地価下落の影響により減額となっております。しかしながら、下落の幅が減少していることから、税額の減額の割合についても減

少しております。家屋は評価替えの年度以外は、税額が増加しております。平成24年度より新築棟数が滅失等数を上回っており、建てかえではなく、新規所有者が増加しているといえます。また、マンションは平成21年度からの10年間で10棟、632戸、新規課税しておりまして、家屋を所有する納税義務者数は、平成21年度からの10年間で法人を含みますが、2020人増加しております。償却資産についてですが、平成24年度から平成27年度までは前年比平均約6千万円の増額となっており、平成28年度は前年比1億6千万円の増。平成29年度は前年比1億円の増。平成30年度は前年比1億0万円の増となっており、年々、上がり幅は狭くなっていますが、設備投資を行う企業が多かったと言えます。

○永末委員

ありがとうございます。大体、今の説明で先ほどの疑問が少し解けました。人口は、それほど伸びていませんが所得が増えているというところで、個人にしても、法人にしても、そのあたりが影響している。固定資産に関しては、土地としては伸びていないけれども、家屋、償却資産のほうでの伸びが全体的な押し上げになっているというふうなことかと思います。31年度につきまして実際、前年との比較で市民税が2億7千万円の増。固定資産税が1億1700万円の増となっておるわけですけれど、この部分につきまして少し詳細に答弁いただけますでしょうか。

○税務課長

平成31年度の市民税及び固定資産税については、景気の回復による個人や法人の所得の増額により増額傾向が継続すると見込んでおります。

個人住民税から説明させていただきます。内閣府の月例経済報告や地域経済動向によりますと、景気は緩やかに回復しており、雇用情勢についても着実に改善していると報告されています。本市におきましても、近年の状況から判断し、納税義務者の納税義務者数の増及び1人当たりの所得の増額が見込まれることから、現年分、個人市民税の総額を1億5457万8千円増額で見込んでおります。

法人市民税ですが均等割については、前年度と同程度と見込んでおります。また、法人税の額により算定される法人税割については、経費等の控除の増により、減額となる法人もありますが、全体的には増額傾向にあることから、税収としては1億1543万2千円の増額となっております。

固定資産税は、家屋は前年と比べ新築件数は減少しておりますが、規模の大きい工場やマンションの建設等により1億1102万円増額、土地は開発により宅地面積は増加しておりますが、地価の下落が続いていることから、294万円の減額となっております。償却資産については、新たな設備投資を行うものもあり、1097万7千円の増額となっております。

○永末委員

すみません、ありがとうございます。ちょっと通告をしていませんので、ちょっと難しいかもしれませんけど、例えば近隣の自治体のケースで、同じようなものを調査した場合にどういった結果になるんでしょうか。ちょっと漠然とした質問でもうしわけないですが大体の感覚で構いませんので、お答えください。

○税務課長

近隣の自治体について、数字的なものはちょっと把握しておりませんけれども、雇用の関係からいきますと、近隣の自治体はどこも市民税に関しては上がっているのではないかと思います。固定資産税については、宅地、新築の家屋とか宅地がふえない限りは、固定資産はふえていかないので、開発の具合によるかと思います。

○永末委員

すみません、ちょっと漠然としたと質問になってしまいまして。31年度、個人市民税にしては1億5457万円の増で法人市民税にしては1億1500万円の増、固定資産税は1億1200万円の増というふうな形になっています。全体の飯塚市の規模からすると、それほど大きいというふうには言えないかもしれませんけれど、こういった人口減少社会において、伸びがあるというのは非常に明るい要素じゃなかろうかというふうに思っておるんですが、こういった状況を踏まえまして、市長としてこういった今までの過去10年間の現状とか、来年度の見通しとか、そういったことを含めまして、どういった政策を、これによって反映させようというふうに考えられていらっしゃいますでしょうか。もしありましたらお願いします。

○市長

これから先も上昇というようにするために、働きやすい環境づくり、そして高齢者の皆さんが元気で活躍できるまちづくり、若い人たちが地元で働くことができるような地元中小企業の活性化と企業誘致、それらにより力を入れまして、また先ほど、テニスのまちづくりという質問もありましたが、スポーツツーリズムですとか、それから買い物がしやすいまちとか、そういうふうな特色あるまちづくりにも力を入れまして、今ご指摘がありましたような市民税、そして市民法人税、固定資産税が伸びていき活力ある元気なまちによりなるように、施策を打っていきたいと思っております。

○永末委員

最後、要望として終わります。今回、質問させていただいて、市民税、固定資産税が伸びておるというところなんですが、その中を見ていきましても固定資産税に関しては、土地、建物、償却資産のほうで特に建物のほうで稼いでいると言いますか、伸びを支えているというふうな状況だと思います。一方で市民税も伸びておるんですけれど、一番大きいのはやっぱり建物ですね。建物が今後もより多く建つような施策といいますか、政策をとっていくことが1つ大きな突破口になるんじゃないかなというふうに感じております。例えば建物を建てますと地域の経済も潤いますので、それが個人の所得、法人の所得にも反映していくかと思いますので、そういった視点でぜひ今後も政策のほうを行っていただければということを要望いたしまして、質問を終わらさせていただきます。

○委員長

次に、24ページ、民生費負担金、公立・私立保育所保護者負担金について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

保育料を半額にするなら、財源はどのぐらい必要でしょうか。

○子育て支援課長

現在、予算計上させていただいている保護者負担金は、本年10月からの無償化の影響を見込んでいない通年分の負担額を計上させていただいております。その額で算定いたしますと、公立保育所保護者負担金が1億5600万円、私立保育所保護者負担金5億5600万円、広域入所の保護者負担金が2800万円、合計7億4千万円となりますので、半額にした場合3億7千万円の影響額があると考えられます。

○川上委員

国の10月からの無償化制度の対象にならない子どもの無償化に必要な財源はどのくらいでしょうか。

○子育て支援課長

10月からの保育料無償化の対象とならないゼロ歳児から2歳児の課税世帯、公立保育所、私立保育所、広域保育所の保護者負担金につきまして、現段階の概算でありますけれども、当初予算ベースで31年度10月から3月までの試算といたしましては、約1億

7千万円ほどとなります。

○川上委員

市長に感想を伺います。

○市長

実は今の半額だとか、それから対象外だとかいうようなこともありますが、たくさんお子さんがいらっしゃって大変な世帯、3人以上の方の保育料だとか、給食費だとかというようなものを減ずれば、そういう世帯はすごく助かられるだろうということでも試算をしました。そういう市民サービスができるようなまちになりたいなとは、気持ち的には思うのですが、何分、先立つものと、そして将来の財政シミュレーション見通した中での継続性ということが大事になりますので、今ちょうど税収増ということの話も出ましたが、やがては市民の皆さんにとって暮らしやすい、そしてより市民サービスが充実したまちになれるよう、今後もさまざまな施策展開を行っていきたいと思っております。

○委員長

次に、29ページ、衛生手数料、ごみ処理手数料について、川上委員に質疑を許しますが、質疑時間があと3秒になっておりますので、質疑中に時間がなくなると思われますので、最後の質疑としてまとめていただきますようにお願いをいたします。

○川上委員

ごみ処理手数料の動向、その評価、さらに住民負担軽減へ、せめて合併直後の水準にまで引き下げるようにすべきだと考えるんですけれども、見解を伺います。

○環境対策課長

○委員長

暫時暫時休憩いたします。

休 憩 14:01

再 開 14:10

委員会を再開いたします。

49ページ、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金について、永末委員の質疑を許します。

○永末委員

49ページ、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金につきまして質問させていただきます。先ほど税収の増ということで明るい話題ということでお話しましたが、この基金の繰入金につきましては、要は、基金の取り崩しというふうな形になるかと思います。この財政調整基金及び減債基金の繰入額につきまして、平成29年度に公表されました財政見通しの繰入金の額と平成29年度決算、平成30年度及び平成31年度につきましては決算見込みで構いませんので、繰入金の額につきまして、答弁をお願いします。

○財政課長

最新の財政見通しは、平成29年度に公表した分になりますので、その数値でお答えいたします。財政見通しでは、取り崩し額と表現しておりますが、平成29年度の財政調整基金と減債基金の繰入額の合計は8億1千万円。平成30年度末は14億7千万円。平成

31年度は11億3千万円としておりました。

次に、決算及び決算見込みの状況につきましては、平成29年度は、決算で財政調整基金繰入金が8億1千万円。これに増減はございません。財政見通しと比較すると増減はございません。

平成30年度は、本議会に上程しております2月補正予算後の額で、財政調整基金繰入金が11億9513万1千円で財政見通しと比較しまして、2億7486万9千円の減。平成31年度は当初予算の額で財政調整基金繰入金が12億2051万9千円。減債基金繰入金が7億4199万8千円。合計で19億6251万7千円で、財政見通しと比較しまして、8億3251万7千円の増となっております。なお、財政見通しは決算ベースで作成しておりますが、決算見込みの平成30年度及び平成31年度の数値は予算額でございますので、決算時点では数字に変動があることが予想されております。

○永末委員

非常に算定が難しい中、数字を出していただきましてありがとうございます。今の答弁よりますと、29年度は見通しと決算上で違いはないということですね。30年度に関しては、見通しと決算では決算のほうがマイナス2.7億円取り崩しが少なくて済んだ。31年度については、プラス約8億円ぐらい、逆に取り崩しが多くなるというふうなことでの答弁だったかと思います。見通しについても非常に出すのは難しいという話も聞いたこともありますし、いろんな条件が絡んできますので、今回の決算につきましても、決算の見通しということなりますので、その比較というのも非常に難しいと聞いておるんですが、31年度見通しとして、これだけの違いがちょっと出てきているわけですが、その要因というのをお答えいただけますか。

○財政課長

31年度の8億円ふえた分の理由ということだと思いますが、これにつきましては、今、 予算と比較しておりまして、予算を執行しますと決算の時点では執行残等、それと実施の 際に事業の見直し等を行いながら実施しますので、その分が減額を予想したものが財政見 通しでは決算ベースとして作成しておりますので、そこの差だと考えております。

○永末委員

はい、わかりました。非常に財政見通しについても出すのは難しいというのは重々承知した上なんですが、やはり提供された情報として10年後に基金が19億円まで減ってしまうというところが、どうしても市民の代表としては大丈夫なのかというところで、どうしても考えてしまいます。その見通しよりも、さらに基金の今回繰入額がふえておるというところに対して、さらに大丈夫なんだろうかというふうな、ちょっと不安も抱かざるを得ないんですが、実際、例えば、ふるさと納税の寄附金とか、現在、好調になっておるようなので、そういったいろんな先ほどの税金額の向上とかもありますので、どちらかというと、その見通しに対して数字としてはよくなっていくのかなというふうにも思ってはいたりしたんですが、そういった今後の変動等も踏まえまして、どのような形になっていくというふうに考えられますでしょうか。

○財政課長

平成31年度の当初予算は予算編成をしたばかりで今後推計する上では参考とはなりにくいところでございますけれども、平成29年度の決算状況と平成30年度の予算編成状況を考慮いたせば、若干改善の方向にありまして、財政調整基金及び減債基金の残高の減少傾向は多少緩やかになるのではないかと考えております。しかし、それでも厳しい財政状況は依然として続くのではないかと考えております。

○委員長

次に、52ページ、雑入、施設使用電気料負担金について、勝田委員の質疑を許します。

○勝田委員

最後のトリということで、さらっといきたいんですが、どうもさらっといきそうにないので、できるだけ短い時間で終わりたいと思います。雑入、施設使用電気料負担金についてお尋ねいたします。現在、飯塚市内の小中学校敷地内に自動販売機を設置している学校があるやにお伺いしております。何校存在し、その学校名がどこなのかお尋ねいたします。〇教育総務課長

現在、学校敷地内の自動販売機はPTAが設置者となり、教育委員会に申請があった学校に設置しているもので、自動販売機を設置している学校は、ことし1月末時点で4校ございます。その内訳としましては、小中一貫校頴田校、飯塚第一中学校、片島小学校、そして小中一貫校飯塚鎮西校となっております。

○勝田委員

小中一貫校の頴田校、鎮西校の2校、それから飯塚第一中学校、そして小学校で片島小学校の計4校ですね。それでは次に、それぞれの学校が自動販売機を設置された理由、目的、年度をお尋ねします。あわせて設置に至るまでの経緯についても、学校ごとに丁寧にお答えください。

○教育総務課長

まず設置の理由、目的でございますが、各校とも共通する使用目的としましては、熱中症予防が上がっております。片島小学校については、熱中症予防に加え、災害時飲料水備蓄が使用目的というふうになっております。次に、設置年度でございますが、小中一貫校領田校が平成30年3月、飯塚第一中学校が平成30年1月、片島小学校が平成31年1月、小中一貫校飯塚鎮西校が平成31年2月というふうになっております。設置に至る経緯としましては、各校とも事前にPTAの方と3回から4回の協議を行い、その必要性などについて十分協議を行い、設置の申請に至ったということで聞いております。

○勝田委員

各学校とも3回か4回というのは間違いないですか。確認いたします。

○教育総務課長

それでは詳しくお伝えしますと、まず小中一貫校頴田校、こちらのほうが設置前に4回協議のほうを行ったということで確認をしております。次に、飯塚第一中学校、こちらのほうが同じく設置前に4回協議を行っております。次に片島小学校、こちらのほうは設置前に3回協議のほうを行っております。最後に小中一貫校鎮西校、こちらのほうも同じく設置前に3回の協議を行っております。

○勝田委員

その協議というのは、学校とPTAがですか。それともPTA自体がですか、そこのところをもう少し詳しく説明してください。

○教育総務課長

内容としましては、今ご質問のPTA役員会、こちらのほうで基本的には事前協議がな される中で、その後、PTA理事会、こういったところにかかってきているという状況で、 この中には当然、学校長なども含まれているものというふうに考えております。

○勝田委員

もう1つ確認です。そしたら、学校内での教職員の協議等については掌握されてないんですかね。

○教育総務課長

大変もうしわけございません。そちらのほうまでの調査には至りませんでした。

○勝田委員

各校とも共通した理由と言いますか、それに目的が熱中症予防、そして片島小学校が熱

中症予防に加え、災害時飲料水備蓄の2点ということでしたけれど、この2点に関して、 文部科学省あるいは他の省庁あたりから熱中症予防対策として、学校等に自動販売機の設 置を促すような通知、通達等があったのかどうか。 さらに災害時飲料水備蓄を学校が設備 するようなことについても、通知、通達があったのかお尋ねいたします。

○教育総務課長

熱中症対策として学校に自動販売機の設置を求めるというふうな内容の通知につきましては、確認したところ文科省、また関係省庁のほうから何がしかのお達しが出ているというふうなことではございません。ただ小まめな水分や塩分の補給というものについては、熱中症予防対策として広く関係機関や関係省庁から排出されているという部分については、確認しておるところでございます。

○勝田委員

それでは次に、学校は敷地も含めて公共施設だと思うわけですね。その公共施設で自動販売機を設置し、一定の料金を使用者から徴収するものですから、公平性、透明性といった観点から、そういった機器を納入する自動販売機の設置者に関しては、私は入札の形が筋ではないかなと考えるわけですが、その納入業者あるいは業者選定は誰がどのようにして決定したのか、お尋ねいたします。

○教育総務課長

学校への自動販売機設置業者の選定についてでございますが、これは教育委員会のほうでは行っておらず、設置申請者である各学校のPTAにおいて行っているところでございます。学校における自動販売機設置業者の選定基準としましては、まず災害に備えて、常時備蓄ができるかどうか。次にPTAへの還元率、また販売価格や販売する商品、また必要に応じ、熱中症対策のための事業の講師派遣ができるかなどの項目を複数の業者で比較検討し、選定をしています。なお業者選定はPTA役員会で行い、PTA理事会で決定されているところでございます。

○勝田委員

もう一度ちょっと確認ですけど、今設置申請者であるPTAは業者選定を行い、PTA 理事会で最終決定されたということですか、それでいいんですかね。そういった手続きは、 これ、正しいんですかね。いいんでしょうか。

○教育総務課長

選定方法、設置者の選定方法についてPTA任せでいいのかというふうなご質問の趣旨だというふうに捉えております。その中で、実際PTAのほうに選定のほうをお任せ、お任せと言ったら語弊がございますけれども、お願いしている経緯としましては、当初学校に自動販売機の設置を検討するに当たった中で、申請者も含めて貸し付けの相手方の選定方法としましては、教育委員会が設置主体となり、一斉に設置事業を進めることは、各学校の実情が一律でないなどのことから困難というふうに考えました。そのため、各学校において十分に議論を重ね、要望してきた学校のPTAを設置主体と行いたいと。このPTAというものが、それぞれの学校の運営に深く携わっている団体でございますので、学校の実情、こういったものも含めて、検討をしていただいているというふうに考えています。〇勝田委員

今、課長が教育委員会が設置主体者となり、一斉に設置事業をすることは困難であると。 一方では各学校において十分に議論を重ねて、この学校のPTAを設置主体としているからという、なんかものすごく矛盾しているんですよね。では、違った角度からお尋ねします。平成18年に新市が発足して丸13年という月日が経過しているわけですけども、かつてこの筑豊地域は学校崩壊だとか、校内暴力等で学校の正常化に向けてたった数年じゃないんですよ、何十年という取り組んだ経緯があるのは御存じですか。そして、現在こう やって正常化、特色化、それから学力向上、そして学校やPTA、地域はどんなことに取り組んできたのか、課長、答弁願います。

○学校教育課長

各学校では生徒指導の充実のために、PTAや地域と協力しながら、夜間補導等も交えながら、現在の学校の正常化に取り組んでいるところもございます。このような、さらに生徒指導面につきましては、子どもたちの人間関係をつくる、高めるために、SEL-8Sでありますとか、先ほど申されました協調学習であるとか、互いに認め合うというような取り組みの中で、現在の学校の安定化が図られているというふうに認識しております。また先生方が非常に粘り強く、生徒の支援を行ったことも、この大きな変化を生んだ要因と考えているところでございます。

○勝田委員

私自身も合併する前は、中学校の校長として赴任したわけですけれども、当時のその中 学校は大変荒れておりました。そして赴任する、その前の2カ月前ですか。中学生が夜中 に単車を盗んで逃げ回って、警察から追いかけられて、電柱に激突して死んだという事件 もありました。そして今度は、赴任したらこの赴任先の中学校でやはりその当時は、中学 生、高校生等が一番簡単でお金を手に入ると言ったら自販機がものすごく流行っていたん ですね、筑豊一円で。それで何回もそういうことで、自販機荒らしを行って、捕まり、そ れこそ佐世保の初等少年院に入りました。何回も面会に行った経験もあります。それたっ た十数年前なんですよ。それは1つの例かもしれんけど、実際にそういうことはあってい るんですね。私が一番心配するのは基本的に学校には、勉強以外の必要なものは持ち込ま ないという原則があったんじゃないですか。しかも、飲料水の値段というのは百数十円ぐ らいですよね。一番中学生にとっては、人から借りやすい、それからおごってやれ、前回 俺がおごったき、今度はお前がおごれとか、そういうことは必ず発生するということは大 いに予想できることなんですよ。そうするとそこに新たな生徒指導の課題というのが発生 するんじゃないでしょうか。もう僕はそれを一番心配します。そして、そういうメリット とデメリットを考えたとき、そのデメリットのほうが重くのしかかってくるということに ついて、市教委はどうして学校に自販機を設置する申請をPTAにお任せして、許可した のか、これ理解できません。明快な回答いただけませんか。

○教育部長

今回の自動販売機の設置につきましては、この設置を推奨しているものではありません。ただ、先ほども教育総務課の課長が説明しましたとおり、今、いろいろ暑さ対策だとかそういうふうなことで、学校のほうでもある程度の水分の確保をしたいというふうな、何とか水分の確保ができないかということで、学校とそれから保護者の方々で協議がなされたものと理解しております。そのような中で、子どもたちにお金を持たせることのそういった是非とか、それから今おっしゃられましたとおり、学校に不必要なものを持ってこないという原則だとか、それから家庭的にも非常に地域によっては格差のあるような状況の中で、本当にそういった取り組みがいいのかどうかというふうなことを学校とそれから保護者の方々で話し合った結果で一応そういった設置をしても、子どもたちの指導ができるというふうな判断をなさって一応教育委員会のほうにご相談があったものでございます。それに対してどのような取り組みが適切であるかの判断をして教育委員会のほうが設置を許可したという形になっております。

○勝田委員

僕は教育委員会が設置を推奨しているとかそういう考えは毛頭ありません。だけど、許可するに当たっていろんなことを考えたら、それ簡単できないんじゃないかなと思うわけですよ、これ実際の生の声で言いますけど、片島なんか遅くつきましたよね。30年の最

近ですよね、ついたのは。ここの言っていいかな。校長さんがね。これは、教育委員会に申請出したらすぐ許可してもらえるって聞きました。だからうちはしました。簡単に言いましたよ。これが現実の声なんです。だから、何と言うかな、教育上に望ましいことであるか十分に検討すべき内容とか、こういうふうに言われているけど、僕はやっぱ、教職員の声もしっかり聞いてとか、PTAの声だけは論議しました3回しました、4回しましたっていうのを聞けるんだけど、教職員はなんと言ったのかというそういう声は全く出ていないですよね。そらそうですよ。だって、今現に設置している教職員とPTAが何で設置したんやろかという方を何人も聞いたんです。だからあえてこういう質問しているわけですけど、教育長どう思われますか。

○教育長

販売機設置に関しまして、るる説明してまいりましたが、私自身が最終的には、それも あるんじゃないかという判断をしたものですから、設置することになりました。その判断 に至った理由つきましては、私、現場におりましたときに、部活動をちょっと見ておるこ とがありまして、主ではありませんけれども、子どもたちと一緒に活動したかったので、 子どもたちの姿を見たかということでさせていただいておりましたが、その中で練習して いく中で子どもたちがすごく汗をかく、もちろんかきます。これは夏冬関係なく、練習時 間が相当長い練習をしたりしますから汗をかくんですが15分おきに休みまして、水分を とらせるということをやってきました。その中で水筒を持ってきておりましたけど、2リ ットルの水筒を持ってきていますけど、それでは足りないんですね。足りないんです。私 もこれ何とか、せないかんよなと思いながら子どもたちを見ておると非常につらそうでし たから、自分自身でお茶を冷やして持って行ったこともあります。それを飲ましたりして いました。そういうことから考えたときに、たしかそのときに、こんなときに自販機があ ったらいいよねと思ったのが、いけなかったのかもしれませんがそう思ったんですね。そ れで今回この話が出てきまして設置するに当たっては、PTAや学校とよく協議をしてそ れでいろんな課題はあるだろうと。もちろん質問議員言われたように生徒指導の課題もあ るだろうと。そういうこともひっくるめて協議してその中でやれるということであれば、 設置するということについては、やむを得ないのかなというようなことを思いましたから、 最終的に判断をさせていただきました。今、質問者言われるようにいろんなことあります が、そういうことも含めて今後さらに設置している学校につきましては、いろんなことを 話を、ある校長が申請したらすぐ設置できるとかいう話もお聞きましたので、いろいろ反 対に回っているという声を聞きましたから、一応いろんな声を聞きながら、また、考えて いきたいというに思っております。

○勝田委員

いや教育長、考えていきたいって、何を考えていきたのか僕には見えないんですよ。あのね、実際私、今市長がおられるのでちょっともうしわけないんですが、片峯市長の教育長時代に小中学校の代表校長会ってあるじゃないですか。その中でこれが一応提案されているわけですよ。ある校長先生から自販機の設置に関して設置したいんだが、そのときに教育長さんは問題がちょっと多いよね。だからそれだめやないということで断られているんですよ。それからもう西教育長になってもう1年そこらで、それが覆される、許可された理由が今の理由じゃ全然僕理解できないんですよ。だから、今も昔も汗をかくことは一緒。しかし、今は教員の超過勤務とか、週1回部活動を休みなさいとか、いろんなものがあるやないですか。だからむしろ昔よりも時間的にも内容的にも、そして昔は練習中でも試合中でも水を飲ませないとあったけど今違うでしょう、給水タイムとかあって、ものすごくあっているでしょう。だから子どもたちは恐らく小学校にもそうですけど、夏の6月から10月にかけての暑い時期は、水筒1個しか持って行っていかないという子はいませ

んよ。2つでも3つでも場合によっては大きいもの、本当に重たいものを持ってきています。それが子どもたちの生きる知恵を育む1つの行為じゃないかな。そこに何ですぐ自販機を設置することがぱっと出てくるのかわかりません、冷水器、浄水器の設置もあるじゃないですか。考えられることはたくさんあるんですよ。だからそこに結びついたというのは、わからないから今の教育長の答弁じゃあ、僕は。市長どう思われますか。

○教育長

それでも私自身はそういうふうに考えてきたわけですから、それはご理解願うしかないかなというふうに思っております。

その設置をした後に中学校にも出向いていろんな意見を伺ったんですが、私に入ってくるのは何でしょうか、保護者からも感謝されているとか、子どもたちは重宝しているとか、そういう声しか上がってきていませんので、先ほど質問者言われたようなことについては、私には入ってきませんからそれで考えないかんかなという答弁になったんでございますが。〇勝田委員

売り言葉に買い言葉ではないけど仮に、もしそれで金銭の授受とか恐喝とか自販機荒ら しとか起こらないと絶対に言えますか。そこを確認します。

○教育長

100%起こらんということが言えるかとは言えないです。間違いなく、それはいつどうなるかわかりませんから。ただ方針として言えるかどうかわかりませんが、PTAや学校と約束したことを、これはできるよねっていう事ができなくなったとき、非常にそれを全然守れなくなったとき、それは考えないかんかなというふうに考えております。

○勝田委員

今教育長が言われて理想的なことが現実ならば、4校以外にも申請はたくさん出てくるはずです。だから設置していないところにもお尋ねに行きました。やっぱ、いや現状では設置するのは俺も考えるねと言う管理職は結構いましたね。じゃあ、自動販売機の設置に伴ってこれ、いろんな負担へ責任は生じるとわかりますよね。そしたら設置責任者、管理責任者、出納責任者は誰が担っているのかというのをお尋ねします。

○教育総務課長

自動販売機の設置に係る設置、管理責任、また出納責任についてでございますが設置、管理責任については、自動販売機の機械的なトラブルについてはこれは当然、設置事業者のほうが担っていくものでございます。また、児童生徒の自動販売機使用に関する責任であれば、PTAまた学校が担っていくものとなります。次に、出納責任でございますが自動販売機から売上金を回収するのは、自動販売機設置事業者が行っておりますので、出納責任は設置業者が担っております。また、売り上げからPTAに還元される収益については、設置業者からPTAの会計に振り込まれ予算、決算としてPTA総会に諮っているとのことでございました。

○勝田委員

今の答弁をお伺いしていますと結局、設置責任も業者、管理責任も業者、出納責任も業者、PTAはその後、その設置業者からその差額の分をPTAのほうに振り込んでいただくという、それがこの設置と見合うんですかね。僕はこれは不思議でなりません。そして、先ほどから言いますように教育長にもう一回お尋ねしますけど教育長は、プラス思考のありがとうと感謝の声があるという声が多かったということでありましたけど、学校の教職員、保護者、そういった要するに設置する必要がなかったじゃない、ないじゃないかという生の声は聞いたことはないんでしょうか。もし、そういう声を聞いたときにどういう対応をされるんですか。

○教育長

実際、本当に聞いたことがありませんから、聞いたときに考えなくちゃいけないんだろうなと思うのですが、そういう機会がまだありませんので、もうしわけありません。

○市長

この件について自分なりにじっくり考えていました。私は設置しないというようなこと を多分、代表校長会でも言っていないと思うんですね。この件については、性急に結論を 出しきらんというような表現をしたと思うんです。代表校長会の中です。この問題は公共 施設であります。ですからこの使用については、学校教育法のほうに規定され、社会教育 法のほうに教育法のほうにも規定をされていますので、それに照らし合わせて民間業者の 自販機設置が本当に正しいかどうかという論議が1つ必要でございます。それからもう 1つは、経済格差が教育格差に影響を及ぼすようなことになっていくことは、教育上いか がかと思いますので、家からお金を持ってきて、飲んでいること、のどが渇いたけど我慢 せないかんこと、私はそれを想定したときにオッケーということ言えませんでした。この 件について、やりとりを聞きながら教育長の未来にかけるやがて、ひょっとしたら、こう いう事態になるかもしれないという思いも僕の中にもあります。ただ、この件については 僕は正直言って教育委員会部局には大変申しわけないんですが、教育委員会事務局でどう して判断したのかということが非常に不可思議でございます。先ほど言いましたような関 係諸法規にも触れる問題、そして子どもたちの先ほど指摘がありましたが、生徒指導上の 諸問題にも波及する可能性がある問題については、教育委員会会議でしっかり協議をし、 合意形成をなすとともに学校現場のほうに一定のルールをきちんと提示するなどの手続き を取った上で実施しないと起きてしまって、あとでの後手の対応は難しいと思いますので、 教育委員会のほうにはそのような問題が起きないような形で対応について、どうするのか ということの一定の共通理解を設置等を中心とした校長会で諮ってもらうとともに、教育 委員さん方のいわゆるレイマンコントロールという教育委員会の制度、そのものの意義に 立ち返って考えてほしいと思います。

○勝田委員

僕は決してこれをもう外しないと、そういうあれはないんですよ。気持ちもわかります。ただ、やはりこういう自動販売機設置が今後の飯塚市の要するに学校教育の学力向上だとか、正常化だとか、特色化、発展、そういったものについて学校経営を含め学校運営に役立つものであれば、僕は反対もしませんし、おかしいなという疑問も持ちません。でもやはりこれだけ落ち着いて今筑豊の模範となるような飯塚市の学校教育ができ上がっているじゃないですか。でも、これはちょっとしたことで、がったと崩れたときは、これ超過勤務どころじゃないんですよ。しかも、もうこれあえてきょうは聞きません、本当は各学校のルールづくりなんかあるんでしょう。そこも詳細にわたって聞きたいけど、それはつかんでおられないんでしょう。もうそれはいいです。だけど、そういったことを含めて、やはり今後この案件をどう進めていくのか教育長、しっかり熟慮して、後々もう一度、これに関しては質問してみたいと思いますので、きょうはこの辺にとどめておきたいと思います。でもこれは僕は何回も言いますけど、クエッションですよ。おかしいと思っています。以上です。

○委員長

次に質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

○上野委員

すみません、今の自販機設置についてですけど、私の地元の頴田はついているんですけど、今同僚委員言われたように、私が中学校のときの頴田は非常に荒れていまして、トイレのまず大便のところとはドアとかありませんでしたからね。ガラス窓も半分以上は紙でふさいでおった状況で、先輩方はたばこを吸いながら学校に来られていて、実は私の2つ

上の先輩は薬物でお亡くなりになっています。そんな学校そんなと言ったらいけない、そ ういう学校だったんですが、建てかえもいただきましたが、恐らく入学式、卒業式、来て いただいている方はおわかりなると思うんですが、自信を持ってどなたでもおいでくださ いと言われるぐらいすばらしいです。小学部、中学部ともに。今回、自販機設置をして、 今市長が言われた法規的な問題は私わかりませんが、まず昨年の7月の洪水の際に併設さ れている公民館に避難されてきた方々、車が出せずにコンビニも行けないんですよ。道路 は冠水して。災害対策用の備蓄のペットボトルがあったおかげで、ものすごく助かってい ます。確かに水道水はありますけど、何十人の方が自分の飲み物を持てるというような容 器がまずないんですね。このペットボトルが備蓄されていると非常に助かりました、一点。 頴田においては現状、ものすごく生徒たち落ち着いていますが、ご指摘あったように、ち ょっとしたことで崩れてしまいます、学校現場は。なぜこの自販機ということを設置した かというと、PTAというとペアレンツアンドティチャーですから、そこには先生方の声 ももちろん反映されていると思うんですが、頴田としてのチャレンジですよ。社会学習の 一環だというふうに僕はお聞きをしていますし、認識しています。自販機がある。言われ たように100円、200円は、今の子どもたち持っていますから、そこで自分が飲みた いから、誰かから金を貸してもらうのか、返さずおごってもらうのか。これは教職員の皆 さんと保護者の方々の頴田の生徒、子どもたちに対する、何ですか、期待でもあるし、挑 戦だとも思っているんですね。今回、今るる、やりとりがあったので今後、尚早だったの かなという気もしておりますが、きちんとそこは市長からもお話あったように、教育委員 会の中でルールづくりもしっかりし、もしこの一線を越えたら、すぐ撤去だよという話を されるのは当然だと思うので、そこら辺もきちんと話を進めていっていただければなとい うふうに思いますので、よろしくお願いしておきます。

○委員長

質疑はありませんか。

(なし)

質疑はないようですから、「歳入」について、質疑を終結いたします。

次に、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債についての質疑を一括して許します。 質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑はないようですから、継続費繰越明許費、債務負担行為、地方債についての質疑を 終結いたします。

次に、総括質疑に入ります。質疑を許します。質疑はありませんか。

○上野委員

すみません、1つだけお願いします。予算委員会ですから、人件費一般についてという ふうなことがいいんでしょうか。課で申せば、防災安全課とまちづくり推進課についてな んですけれど、市長この委員会の中の質疑を聞いておりますと、防災安全課に対する質疑 は、防犯灯、自主防災組織について、それと行政無線等についてということだったと思う んですが、これ、業務を進めていくにつれて、やっぱり地域とのかかわりがものすごく必要な部門だと思うんですよ。一見すると、ちょっとまちづくり推進課とは業務のやり方違 うよねというふうに見られがちなんですが、実はこれは非常に似ているんじゃないかとい うふうに思うんですね。どうしてもまち協ですとか、自治会ですとかとのかかわり合いが 深くなってくると思うので、これは、業務のあり方ですとか組織のあり方を、ぜひご検討 していただくことが組織にとっても効率的なったり、業務を執行する上で非常にやりやす くなるんじゃないかと思うんです。市民にとっても、ワンストップの窓口が広がるという ことで、非常に便利と言うか、重宝になると思うんですが、そこら辺、急なご質問なので、 何かお考えがあれば、ご答弁いただきたいと思います。

○市長

実は、きょう朝一で、飯塚警察署のほうがお見えになりました。来月4日に、地域の子どもたちの安全は市民全体で守るやったですかね、ということで、実はいろんな企業、それから関係団体、ボランティアで地域の見回りをしてくれたり、登下校を指導してくれる方々が全部集まって、細かなところで子どもたちを見て守っていこうという動きがあります。そのときに、今、質問議員がおっしゃった、全く同じことを言われました。防災安全課とまちづくり推進課の職員さんにすごく協力していただいて、おかげで地域のそれぞれの自治会や企業さんも気持ちよく一緒に動いてくれるようになりました。まさにどちらの課も地域に出向き、そして地域から協力をいただきながら仕事を行っております。実は組織を一遍では見直しをしきりませんでしたが、次年度の組織の中では、実は、まちづくり推進課のほうは業務の内容を明らかにわかりやすくするという趣旨で、一つ見直しは図ったところでございます。見ていただきましたら、なるほどねとわかっていただけるところも、具体的に業務内容が出ましたときにはご理解いただけると思いますが、また、いや、まだまだここは思い切って、ということがありましたら、また今後ともご意見賜りますようお願い申し上げます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

質疑はないようですから、総括質疑を終結いたします。

以上をもちまして、「議案第5号 平成31年度飯塚市一般会計予算」に対する全ての 質疑を終結いたします。

討論を許します。討論ありませんか。

○川上委員

私は、「議案第5号 平成31年度飯塚市一般会計予算」に反対の立場から討論します。 詳しくは本会議で述べますので、幾つかの点について絞って理由を述べます。

まず、本市は地方自治体の本旨が住民福祉の増進を図ることにあることを第2次総合計画で明記し、目指す姿を、「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち、住みつづけたいまち」と打ち出しました。この総論は重要であると思います。その上でさらに踏み込むならば、私は飯塚市、穂波町、筑穂町、庄内町、頴田町の合併から13年たった今、求められる本市のまちづくりは、安心と福祉のまちづくりだと思うのです。災害対策は、まちづくりの最も大きな土台の1つであります。本市がこの「人が輝き まちが飛躍する 住みたいまち、住みつづけたいまち」へ前進するには、第2次総合計画の中にあって、次々に生まれて来る異質なもの、いわば逆流を的確に捉えて、それに対抗する勇気と知恵が必要であると考えています。そのための視点は3つあり、私はその立場から予算審査に当たりました。予算特別委員会における討論とて、それを紹介しながら具体的に幾つかの点について、述べておきます。

第1の視点、暮らしを応援するという点では、保育所の新設関連予算、買い物支援ワゴン補助金、住宅リフォーム助成予算の増額など弱点はありつつも、市長が直接市民の要望を受けとめたものを含めて前向きの変化があります。しかし、一方では、待機児童ゼロへの決意のこもった財政出動はなく、子ども医療費助成は嘉麻市より劣ったまま、保育所無償化の対象から外れる家庭を支える手当は、1億7千万円程度で済むのに検討さえせず、市長は先立つものがないというのであります。特別な支援が必要な児童生徒に対する支援員の未配置が2年連続、3年連続で発生しているのに、まともな反省も見られず、しかるべき財政上の措置がとられていません。また、子どもの命と健康を守るために猛暑が予想

される夏までに教室エアコンを設置することが求められるのに、大分小学校と若菜小学校は夏までに間に合わないというありさまであります。高過ぎる国民健康保険税をさらに引き下げるための一般会計からの応援はなく、介護保険の重過ぎる負担の軽減策も打ち出されていません。箱物はありますが、地元業者や商店街応援するための生活密着型、福祉型の大胆な打ち出しは農林業支援を含めてありません。一般会計649億4千万円の数パーセントの組み替え、過去の福祉犠牲の行財政改革の中で過去最高水準までためこんだ財政調整基金と減債基金、146億6千万円の一部活用によって福祉のための財源はつくり出すことができたはずであります。市政運営の根底には、なお国の悪政言いなりの福祉犠牲型の行財政改革の流れが太く流れていると言わざるを得ません。

第2の視点、無駄遣いをなくすという点では、巨費を投ずる新体育館建設のごり押しなどの予算計上があります。市役所建設に続く新体育館建設ですが、無駄遣いが強引に押し通そうされるときに、まず排除されたのが市民であり、用意されるのが、諮問機関と事前に形成された市の意思の貫徹、根拠となる公共施設に関する第3次実施計画に重大な矛盾があると指摘されてもミスでしたとかわし、さらに過去には、耐震診断を放棄するという法令違反までありました。こうした枠組みの中で、国の補助金、新しい借金枠、市のため込み金を背景に新たな無駄遣いが行われる気配さえ残したままです。また、福岡音楽大学誘致のために、2年続けて配置する担当主査は、森友学園や加計学園にかかわりのある地方公共団体でも行わなかったような特別措置であり、本来当該法人が行うべき仕事を本市の職員が行うことは、予算の無駄遣いであり、人材の無駄使いと言うべきものです。さらなる大盤振る舞いの導火線ともなりかねないのであります。

第3の視点、清潔、透明で公正な市政運営という点では、筑豊ハイツの再整備に当たり、 九特興業株式会社との12億5100万円もの巨額の随意契約を押し通す新方式の採用、 入札における格付けの変更や総合評価方式の継続、当初の設立目的を逸脱した福岡ソフト ウェアセンターや部落解放同盟、同和会への筋の通らない補助金、人権ネットいいづかに 対する随意契約の委託料などがあります。平成30年度決算3会計、一般会計、特別会計、 企業会計で決算額は1300億円です。第2次総合計画の10カ年では、歳入歳出合計は 1兆3千億円という計算にもなります。最近では、子どものための療育施設の市有地無償 貸付けをめぐる麻生グループの横暴、市の言いなりに続いて今回不透明な市政運営が浮き 彫りになる予算計上と市政運営になっていて、これをこのままにするのか片峯市政は厳し く問われています。以上で私の討論を終わります。

○委員長

ほかに討論ありませんか。

(なし)

討論を終結いたします。

採決いたします。「議案第5号 平成31年度飯塚市一般会計予算」について、原案どおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして、一言お礼の言葉を申し上げます。本特別委員会においては、3日間という限られた時間の中で、非常に中身の濃い充実した審査をできたというところでございましたけれども、2日間で、本当に充実した審査ができたものと思っております。これは皆さんのおかげだと思っておりますので、ありがたくお礼申し上げます。また、執行部の皆さんにおかれましては、通常業務繁忙の中、資料作成などしっかりと対応していただき、本当にご苦労さまでした。さて、委員会審査の中で、各委員から指摘なり意見があっておりました。執行部におかれましては、この意を組んでいただき、市民福

祉の向上のため、また市政発展のためにご尽力いただきますようお願いを申し上げます。 簡単ではございますけれども、閉会に当たっての挨拶とさせていただきます。ありがとう ございました。

これをもちまして、平成31年度一般会計予算特別委員会を閉会いたします。